

平成 2 8 年 第 5 回 定例会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 28 年第 5 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 28 年 9 月 6 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 28 年 9 月 15 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 28 年 9 月 15 日 午後 3 時 27 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課参事	藤原 勝美	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	森井 研児	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
保健福祉課長	川口 昌志	○	監査委員事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課参事	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			
住民企画課財政担当主査	松木 幸次	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 谷川 忠雄 9番 篠原眞稚子
2			会期の決定	自9月15日 2日間 至9月16日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	同意	2	津別町教育委員会委員の任命について	
7	承認	11	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度津別町一般会計補正予算 (第2号)について)	
8	〃	12	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度津別町簡易水道事業特別会 計補正予算(第1号)について)	
9	〃	13	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度津別町一般会計補正予算 (第3号)について)	
10	議案	61	津別町農業委員会委員の定数条例の制定 について	
11	〃	62	津別町多目的活動センター条例の一部を 改正する条例の制定について	
12	〃	63	津別町手数料徴収条例の一部を改正する 条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	64	網走地方教育研修センター組合規約の変更について	
14	〃	65	平成28年度津別町一般会計補正予算（第4号）について	
15	〃	66	平成28年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
16	〃	67	平成28年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
17	〃	68	平成28年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
18	〃	69	平成28年度津別町上水道事業会計補正予算（第2号）について	
19	認定	1	平成27年度津別町一般会計決算の認定について	
20	〃	2	平成27年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
21	〃	3	平成27年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
22	〃	4	平成27年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
23	〃	5	平成27年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
24	〃	6	平成27年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	議案	7	平成 27 年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
26	報告	6	平成 27 年度財政健全化判断比率の報告について	
27	〃	7	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について	
28	〃	8	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	
29	〃	9	例月出納検査の報告について (平成 27 年度 5 月分、平成 28 年度 5 月分、6 月分、7 月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから平成 28 年第 5 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

8 番 谷 川 忠 雄 君 9 番 篠 原 眞 稚 子 さん

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 16 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 16 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

報告の前に大変申し訳ございません、2カ所ほど訂正をお願いしたいと思います。

表紙なのですが⑩のところ。民新党の新が「新しい」ではなくて「進む」でありますので、そのように変えていただきたいと思います。

これによりまして10ページの同じく表題も新しいになっておりますので、進むということで、この2カ所を訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大変申し訳ございません。

本日ここに第5回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第4回定例議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る7月17日、津別町自治功労者 産業開発功労者、巴敏雄様のご逝去されました。故人は、永年、津別町議会議員として、

また、農業委員として本町の自治振興並びに産業振興に多大なご貢献をいただきました。

また、去る7月18日、津別町自治功労者、下澤松雄様のご逝去されました。故人は、津別町役場に入庁以来、運転技術者として町道の整備・維持管理、さらに町民の足を守る町営バスの運転手として、多大なご貢献をいただいたところであり、お二人の生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、網走川流域一斉清掃事業についてであります。6月26日、「網走川流域の会」が主催し、流域1市3町において、初めての大規模な清掃活動が一斉に実施されました。この会は、平成27年3月に網走川が育む独自の文化や風土、そして豊かな海と大地の恵みを次世代に引き継ぎ、持続可能な地域協働により、人、産業、自然が共生する流域社会を目指すことを目的として、流域住民をはじめ各種団体、企業、大学、研究機関及び行政機関により設立されたものです。

津別町では105名が参加し、大型ごみ袋10袋80キログラム、流域全体では450名が参加し、1,080キログラムのごみを拾い集めました。大地と海が川を通じてつながる意識と、その環境を守る思いを一つに、津別町もその役割をしっかりと果たしてまいります。

次に、北網圏域地域医療構想についてであります。2025年の医療や人口構造の変化に対応した医療提供体制の構築について、昨年からは医師会、医療機関、自治体ほか関係機関で構成する北網圏域地域医療構想調整会議において検討が進められてきたところですが、6月28日、北見市で開催された会議において、2025年時点の圏域内の医療機能別病床数を2015年比で12.6%減とするなどの最終案が承認されました。

今後、道では二次医療圏域ごとの構想案を踏まえ、全道の地域医療構想を策定することとなりますが、圏域内においても医療専門部会を設置し、将来の病床機能のあり方や医師確保の課題などが話し合われていくこととなります。津別町におきましても、高齢化する将来を見据えた医療、介護、福祉の連携について、津別病院と連携を強化してまいります。

次に、地域相互支援型自治体推進モデル構築に係る研究事業報告会についてであり

ますが、大阪市立大学大学院 岩間伸之教授らによる3年間の研究事業として、昨年度、町内13自治会をモデル地区として実施した「地域におけるご近所づきあい」に関する調査結果がまとまったことから、6月30日、林業研修会館において調査対象の自治会長並びに津別町自治会連合会役員の方々に参集願ひ、報告会を開催したところで

す。

岩間教授からは、経済的困窮や社会的孤立、あるいは将来的に支援を要する可能性がある世帯を含めると、何らかの生活課題を抱えた世帯が約3割に及ぶことなどが報告され、今後も地域で支援できる総合相談体制の構築に向けた研究事業が続けられることから、町としましても関係者と連携して取り組んでまいります。

次に、地域活性化フォーラムについてであります。7月25日、多目的活動センターさんさん館において、札幌市の発寒北商店街振興組合理事長 土屋日出男氏を招き、「～先進地から学ぶ～ハツキタ商店街～40年後一番住みやすい街へ～」と題して講演をいただきました。時代とともに衰退していく地元商店街の再生に取り組み、物販ではなくサービスを提供する商店街への転換や、地域コミュニティの担い手としての商店街活動の重要性が話され、参加された方々は、共通の課題や事例などの講演に、熱心に聴き入っていました。

次に、津別町創生総合戦略会議についてであります。8月2日、3日の両日、下川町、東川町及び富良野市への行政視察を行いました。下川町では木質バイオマスによる再生可能エネルギーによる地方創生の取り組みを、東川町では人口が増加している町としての取り組みを、富良野市ではフラノマルシェによるまちなか再生と地域再生の取り組みを視察してきました。それぞれの自治体が、地域特有の課題に直面しながら、特色を生かした地域再生に粘り強く取り組んでこられた経緯は大変参考になるものでした。

今回の視察も参考にし、地方創生推進交付金の申請準備を進めており、本定例会後に開催いたします全員協議会において、ご協議させていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、交通事故死ゼロ日運動についてであります。8月8日早朝、布川の国道240号において釧路市の21歳の男性が運転するワゴン車が路外に逸脱して、電柱に衝突し

運転手本人が死亡する事故が発生しました。この事故により、平成 22 年 3 月 21 日を起算日として継続していましたが「町内における死亡交通事故ゼロ日運動」は残念ながら 2,332 日で途切れてしまいました。

さらに、9 月 13 日午後 3 時半ごろ、活汲の国道 240 号において町内在住の 41 歳の男性が運転する軽自動車と、同じく町内在住の女性が運転する普通自動車が衝突し、男性が死亡する事故が発生しました。この事故によって、平成 18 年 9 月 23 日を起算日として継続していましたが「町民による死亡交通事故ゼロ日運動」は、10 年という節目を目の前に 3,643 日で途切れてしまいました。

これらの事故は、若年者や働き盛りの者が命を落とす痛ましい事故であり、ご遺族に対しお悔やみを申し上げる次第です。続けての悲惨な交通事故に対し、改めて撲滅のための交通安全運動を広く呼びかけ、一層の展開をしてまいる所存でありますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いする次第であります。

次に、筑波大学とのまちなか再生事業についてであります。8 月 10 日から 9 月 3 日までの約 1 カ月間、筑波大学大澤研究室のゼミ合宿が行われ、学生、インターンシップ生、教員、OB さらに大澤教授のつながりで和洋女子大学の学生、教員計 25 名が延べ 286 泊滞在しました。この間、町民とのまちづくりアイデア・ワークショップと津別高校との高大連携ワークショップを実施し、学生自身も各種調査やまちなか再生マスタープランづくりに取り組んだところです。

まちづくりアイデア・ワークショップでは、各団体等の若手町民 22 名に学生らが行わり、総勢 41 名による熱心な話し合いが行われました。津別高校との連携事業では、14 名の高校生に学生が加わり 2 日間に及ぶ意欲的な取り組みが行われました。発表会では 20 名ほどの町民も参加する中、優秀なグループへの投票が行われ、1 位となったグループは、11 月 5 日に開催される筑波大学学園祭での高大連携シンポジウムに出席し発表することとしています。なお、高大連携ワークショップでの提案及び筑波大学生によるまちなか再生マスタープランについては、来年 2 月開催予定のシンポジウムで発表を予定しています。

また、筑波大学 3 年生 2 名がインターンシップとして役場で 8 日間の職場実習を通して、まちなかを歩いての調査や町民との交流を積極的に行ったところですが、調査

結果は、まとめ次第提出されますので、今後のまちづくりに生かしていく考えであります。

次に、8月15日からの大雨等の対応についてであります。8月15日から22日の未明にかけ、前線と台風7号及び台風11号の影響により、大雨警報や洪水警報が相次いで発表されました。15日から22日の1週間の降水量は260ミリに達し、8月1カ月間の降水量の平年値116ミリを大幅に超える量となりました。この雨により21日午後2時に、網走川では氾濫危険水位70.70メートルに対し70.53メートル、津別川では一時氾濫危険水位の96.91メートルを超える96.92メートルに達しました。また、17日からの台風7号では強風が吹き荒れ最大風速13.5メートル、最大瞬間風速は27.4メートルを記録しました。

町では、一連の台風等に備え職員を待機させ、河川水位データの監視と町道、河川、土砂災害危険個所のパトロールを行い、土のうづくりをするなどして警戒を強めるとともに応急対策にあたったほか、網走川の増水に備え岩富樋門に排水用水中ポンプを設置するとともに、中央公民館と布川会館に自主避難所を開設したところです。

また、気象情報や河川の増水により避難の可能性が高まることを想定し、21日正午に災害対策本部を設置しました。一時、津別川が氾濫危険水位を超え、その後も注意水位を上回る状況が続いたため、21日午後4時に、本町、緑町第3、豊永第3、共和第4自治会の津別川沿いに居住する33世帯、55人に避難勧告を発令しましたが、その後、水位データが下降傾向となり、目視でも下降を確認したことから、同日午後9時15分に避難勧告を解除しました。なお、避難所に避難された方はおりませんでした。親戚、家族のところに自主的に避難された方が3名いたとの報告を受けています。

22日午前0時20分に、気象警報がすべて解除されたことから、午前0時24分に災害対策本部を解散しましたが、一連の台風等による主な被害状況につきましては、農業被害、畑地被害面積121.74ヘクタール、うち流出面積9.18ヘクタール、うち冠水、滞水等面積36.70ヘクタール、うち法面崩壊69.56ヘクタール。農業施設被害、ビニールハウス等16棟、鹿柵被害40カ所。林業被害、恩根町有林で倒木、共和西美都線林道ほか3路線で法面崩れ。土木被害、道路、河川26カ所、その他倒木、路面洗掘多数、道道津別陸別線の木樋で一時通行止め（現在は復旧済み）です。他の施設被害、

河岸公園の川沿い側の洗掘、上里町民の森内の倒木、遊歩道損壊となっています。

なお、現在も通行止めとしている町道は、東岡と高台を結ぶ町道 202 号線、共和と美都を結ぶ町道 250 号線、高台と活汲を結ぶ町道 252 号線が大きく被災したため、通行できるまでには時間を要する見込みです。また、道道につきましては、二又北見線で一部法面が崩壊し道路を埋塞しており、訓子府津別線では本岐側から鹿鳴の滝の手前で増水により道路が侵食され崩落していることから現在通行止めとなっており、いずれも今年の通行は難しいとの連絡を受けているところです。なお、被害額につきましては現在調査中であります。

また、17日の夜から18日の午前にかけて倒木により電線が切断され、共和、最上、大昭、布川、相生地区において170戸が停電し相生、布川、大昭地区の一部では断水が発生しました。

この断水は、網走川の増水により相生地区の網走川を伏せ越ししている箇所です。送水管が損傷したものでしたが、幸い大規模な断水とはならず、仮設管を橋梁に添架し8月19日に仮復旧したところです。なお、雪が降る前には本復旧を行う予定です。

次に、道道屈斜路津別線の土砂崩れによる通行止めについてであります。弟子屈側が台風7号の影響による土砂崩れの恐れがあるとして、8月17日、午後8時から通行止めとなり、その後、18日未明に大規模な土砂崩れが発生し、現在も復旧のめどが立っていない状況となっています。

被害の概要は、町境から約2キロメートル進んだ地点で幅約50メートル、長さ1.6キロにわたって土砂崩れが発生し、その上端は津別峠展望台施設に近い場所から始まっていることから、さらに進行した場合は施設本体への影響も懸念されるということです。

津別峠展望施設への雲海ツアーは、弟子屈側からの参加者が多いものの、ランプの宿森つべつの影響も少なくないため、早期復旧に向け弟子屈町と連携しながら各関係機関に早急な対応を求めてまいります。

次に、民進党北海道「2016 台風等災害対策本部」によるオホーツク総合振興局管内現地視察についてですが、9月6日、津別町林業研修会館において、鉢呂吉雄代議士を筆頭に民進党北海道災害対策本部役員及び津別支部役員のほか、北海道森林管理局網走南部森林管理署、根釧西部森林管理署、釧路総合振興局、オホーツク総合振興局

職員が同行し、被害状況について現地調査が行われました。

本町から農業被害、道路・河川被害の状況説明を行い、農業被害に係る北海道全域の激甚災害指定と道道屈斜路津別線の早期開通について要望したところです。

次に、防災・減災対策への支援に関する協定の締結についてであります。8月28日、自衛隊帯広地方協力本部並びに陸上自衛隊美幌駐屯地と隊区内2市8町との間で、「防災・減災対策への支援に関する協定書」を締結しました。協定は、2市8町が防災・減災対策を目的に実施する避難訓練や防災講演などを自衛隊が支援する内容で、全国初の協定となりました。特に、美幌駐屯地部隊は、東日本大震災への災害派遣実績をもち、災害に対して極めて高い対応能力を有していることから、この協力体制により、さらなる防災意識の強化と災害対応能力の向上につなげてまいります。

次に、第2回全国木のまちサミットへの参加についてであります。9月3日、4日の両日、地域材を活用した役場庁舎を平成27年に新築した山梨県早川町において開催され、津別町は網走川流域の農業・漁業の連携の取り組みについて事例発表を行ってきたところです。

来年は、高知県中土佐町で開催されますが、再来年の平成30年には、津別町で開催することが決まりました。本サミットは、木材利用に取り組む全国の市町村等の関係者が一堂に会し、地域材利用促進のための課題とその解決方策等を議論し、都市部を含む全国において木材利用の促進と国産材自給率の向上を加速化する足掛りとするものであり、開催に向け地方自らが主体的・積極的に取り組みを進めていることを全国にアピールし、木材利用の重要性を発信する有意義な場となるよう準備を進めてまいります。

次に、二水郷中学生との相互交流事業の進展状況についてであります。来年1月に二水郷に派遣する中学生の募集を行ったところ、9名の応募がありましたが、選考までの間に2名の生徒が辞退したことから、結果的に7名の中から男子3名、女子3名の派遣を決定したところです。9月6日には、昨年11月に二水郷を訪問した際に通訳をしていただいた静宜大学張教授を講師に招き、派遣研修生を中心に1回目の事前研修会を実施しました。10月には、これまでに台湾を訪問したことのある津別町日台親善協会の会員を講師に研修を行い、11月と12月には、台湾からの留学生を講師に文

化と言語の研修を行うこととしています。

また、今回来町した張教授は、町内の畑作農家と畜産農家を視察され、日本語を専攻する静宜大学生の実習先として検討したいとの考えが話されたことから、今後、実現に向け津別町日台親善協会等と連携し、両国の友好と交流の輪を広げていく考えです。

また、鄭二水郷長と議会議員の皆さまが、来年本町を訪問する方向で調整しているとの情報も届いたところです。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。9月5日現在、一般土木工事関係については、大栄線林道補修工事ほか20件、2億3,453万3,000円(97.5%)。一般建築工事関係については、第2分団詰所建設工事ほか22件、1億9,139万6,000円(72.0%)。上・下水道工事関係については、7号汚水幹線管渠新設工事(その2)ほか6件、1億2,115万9,000円(79.3%)。設計等委託業務関係については、西町団地ペレットボイラー熱源供給施設実施設計業務ほか17件、6,538万6,000円(85.3%)であり、平成28年度予算分について総額6億1,247万4,000円で83.2%の発注率となっております。今後とも適時発注に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長(鹿中順一君) 日程第5、一般質問を行います。

質問及び答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は最前列の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問が完結し、次の質問に移る場合は、次の質問に移る旨の発言をお願いいたします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承をお願いします。

質問時間は答弁を含め 60 分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて 90 分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

○議長（鹿中順一君） 通告の順に従って順次質問を許します。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従いまして質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、最初に介護保険事業について質問したいと思ひます。津別町の住民の多くは津別町にずっと住み続けたいと考えていると思ひます。そのためには、津別は高齢者になっても安心して住み続けられる町でなければならないと思ひています。もちろん町長もそうお考えと思ひます。本日は、そうした町をつくり上げるために介護事業をどうしたらよいのかということをお町長と議論させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

さて、国は膨れ上がる介護保険の給付費の解消と、被保険者に対するさらなる良質なサービスの提供のためにと法改正を行い、予防給付事業の中に含まれていた通所介護事業と訪問介護事業を地域支援事業に移行しました。当初、津別町は、平成 29 年 4 月に移行を予定していたはずですが、なぜ 1 年前倒しをしたのか、その理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 訪問介護事業と通所介護事業を日常生活支援総合事業への移行を 1 年早めた理由についてであります。介護保険法の改正を受けまして、移行にあたっての課題といたしまして、一つ目は、多様なサービスの単価が現行の介護報酬単価より低くなるため、近隣市町村との整合性を検討する必要があると考えたことが一つであります。また、本町には多様なサービスを移行できるサービスが存在しないこ

とから準備に時間を要すると判断いたしまして、移行の最終年度である平成 29 年 4 月からの実施を目標としていたところでもあります。

これに 1 年早めた理由としましては、平成 27 年度において、地域支援事業の事業費上限額が見直されるとともに、介護報酬がマイナス改定となったことから、国は、見直し前の平成 26 年度実績を基準に、平成 27 年度中の移行が有利であると奨励したところでもあります。

しかし、本町は介護報酬がマイナス改定となっても、平成 27 年度利用実績が平成 26 年度を上回ると見込まれたため、平成 27 年度をベースに、平成 28 年 4 月に実施することとしたところです。

また、平成 29 年度は、第 7 期介護保険事業計画の策定年であり、前 1 年分の実績を得ることにより、保険料の算定に役立てようと判断したものであります。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） [登壇] まず、今のお答えにありました多様なサービスを移行できるサービスが存在しないということで準備期間を要する。その準備期間を要すると言っていたものを前倒ししたわけですけれども、その多様なサービスを移行できるサービスについては、準備をするということは新しくつくり上げるというふうに考えていたのかなと思うのですが、そのことは一体どうなってしまったのか、まずそれをお聞きしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議員もご承知のとおり、これらのサービスに対応する N P O だとかさまざまなボランティアの方たちというのが、少しはあるのですが、極めて少ない状況であります。そういう中で、準備をして 29 年度にスタートをさせようというふうに当初は考えていたところでもありますけれども、むしろ 1 年前倒しをして、その中で研究会等を開催して、本来であれば、また後のご質問にもあるかと思えますけれども、協議体をつくって進めるのが一番いいかというふうに思いますが、なかなかその協議体も今つukれない状況でありますけれども、それに向けた勉強会も進めておりますので、その中でしっかり勉強していこうと、つukれるものはつukって

いこうということで進めているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君）〔登壇〕 この話は、多分後ろのほうでもっと深くなると思うので、とりあえず保留にしておきます。

それで、財政的な面やそれから実績を一度見てみたいということで前倒ししたということは理解いたしました。それで、現時点では制度を移行しただけで事業者や料金等は変わっておりません。今後、国が今まで示してきた良質で安価な、なおかつ地域の独自性のあるサービスを行っていくには、池田町が既に施行しているサービスの段階的な分化、それから N P O やボランティア団体等の担い手の創出が今町長のお話にもあったように必要だと考えております。今後、どのようにこの事業を充実させていくのか、今の課題を解決していくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これもまたのちの議論になってくるかというふうに思いますけれども、今ある中の非常に先ほどもお話しをいたしましたように担い手が非常に極めて少ないという状況になっています。いろいろ国のほうでは、金額を、サービスの単価を下げ、そして提供ができるようにということも言われているところでありますけれども、小さい町にとっては、その提供できるサービスの担い手がなかなかいない。例えばもっと大きなことを言えば、津別町はありますけれども、お医者さんのない町、病院のない町に訪問看護だとかということと言われても、訪問診療ということが言われても、なかなかできる話ではない状況です。ですから、今ある津別町にある地域資源、できる可能性のあるものを一つ一つ洗い出してチェックして、そこを拡大することができないかというようなことが今研究会の中でたくさんのメンバー、約 30 人弱くらいの方たちが各層から、あるいは各会社等々からも入っておりますので、その議論を待ちたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君）〔登壇〕 担い手の部分なのですが、津別の場合、非常に担い手が少ないということで過去に質問もしたことがあるのですが、大変な状況が考えられると思います。特に 2025 年問題というのがありますけれども、津別

町にとっては、それは深刻な問題ではないかなというふうに考えております。お手元にいつているかと思いますが、私が用意した資料をご覧くださいませでしょうか。これは、私が戸籍年金グループへ行って、現在の津別町の年齢別の人口を 300 円支払っていただいていたものであります。ちょっと左下のほうに手を加えてあります。これは、現在 50 代の人口が津別町で 601 人、60 代が 937 人、70 代が 833 人、左下の私が付け足した黒枠の中に数字が入っております。それが 2025 年になると、50 代が 520 人、60 代 613 人、そして 70 代が 971 人と。この数字は、支える側と支えられる側が非常に 25 年には差がついてきてしまうということを如実に表していると思います。津別町は逆ピラミットの人口構成なのですけれども、やはり支える側というのは、現実的な問題を申し上げますと 60 で退職して 2、3 年再雇用、再任用受けて、今ですと 63 ぐらいからですね、その辺から地域のために自治会活動ですとかボランティア活動ですとか頑張ってくれる方が 60 代が中心だと思われま。70 代の方でももちろん元気な方がいっぱいいて支えてくれる側にいる方もいるのですけれども、やはり現実的には 60 代が支える側、70 代後半あたりから、後期高齢者のあたりから支えられる側になるのかなというふうに思っております。こうしたように 2025 年には担い手が不足して、そして支えられる側の人非常に多くなってしまうということで、この前にきちっとした今後の事業の充実について行っていかなければならないと思うのですが、町長そこをどう考えているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは二つ目の質問に入ったということによろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

○町長（佐藤多一君） 今後の事業の充実でありますけれども、今議員もおっしゃられました。高齢者の数が平成 32 年ころまで横ばいの状況が続きます。しかし、その後減少すると見込まれているところですが、総人口の減少によりまして高齢化率自体は年々高くなってまいります。生産年齢人口の減少に伴いまして、支える側とのバランスは大変難しい状況になると想定しているところです。サービスの担い手と需要の不均衡を少しでも改善するためには、介護予防の効果をこれまで以上に高め、要支援・要介護のリスクをコントロールし、できる限り元気な生活が継続できるように

することが重要であると考えているところです。

このため、一般介護予防事業におきましても、これまで以上の取り組みが必要となりますけれども、支える側を確保するためには、地域の人的資源を最大限に活用することが重要であり、これまで高齢者の支援や地域のことににかかわっていなかった町民の方にも、できる範囲で支える側に加わっていただくことが必要になってくると思います。総合事業や生活支援体制整備事業の基本は、「サービスづくり」ではなく「地域づくり」であるとの認識のもとに、地域住民ボランティア等の助け合いの仕組みを地域の中につくり上げていくことが重要であると考えております。そのため、町民に介護の問題を積極的に投げかけ、できることは何かを話し合い、活動を生み出すことができるようワークショップなどの場づくり、仲間づくり、あるいは組織づくりを支援していくことが必要ではないかと考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） [登壇] 今いただいたお答えで、やはり地域づくりの大切さというのも町長も訴えられていたと思います。ちょっと視点を変えますけれども、今年度7月現在で要支援が97名、要介護283名、すみません、これ介護認定の認定者数です。総合事業が41名ということで、総合事業に移行している方が現在41名、新しい制度になっていらっしゃると思います。介護認定者に関しては、27年と28年の間は微増ですけれども、介護保険事業ができてから17年間順調に介護認定者の数は、順調と言っているのかどうかわかりませんが伸び続けております。先ほど町長のお話にもあったかと思うのですが、高齢者につきましては、人口減にもかかわらず津別町はここ10年ぐらい2,100人台、今後も2,100人前後を維持していくかと思われまいます。こうした中で支える側が減ってくるということで、大事なのは、支える側の体制をつくっていく、要するに地域としてそういうものを構築していくということが大事になってくるのではないかなというふうに考えております。そんな中で、昨年、町は社会福祉協議会を通しましていきいきポイント事業という事業を遂行するようになりました。これもやはり地域の人たちのそうしたボランティア活動等の新しい人材の発掘には大いに役に立っているかと思っております。現在、昨年が40名台でしたが現在99名と

いうふうにいきいきポイント事業の登録者数を記憶しております。これとともに社会福祉協議会が進めてきた地域サロン事業、これがだんだん数を増やしつつあります。ちょっと急激な伸びなので今幾つだったか記憶にないのですけれども、すみません、ちょっと地域サロンの今現在施行している自治会数ちょっと失念いたしましたが、これも伸びてきております。こうしたようなところが今後の担い手としての役割を果たしていくのではないかなというふうに感じておりますが、町長はこの二つの事業についてどんな考えをお持ちでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） だんだん何ていいますか、支え合う体制というのができてきたなという感想を持っています。よく、自助・共助・公助ということが言われますけれども、順番がこうだと思っております、今のお話のとおり。まず、自分のことは自分でしっかり健康に留意して、そして元気で生涯を送りたいなという思う心がまず一番大事だと思っておりますし、それをまたお隣同士、あるいは仲間同志だとか、地域の中で話し合いをしながら、さらに足りないところは面倒を見てもらいながら、あるいは、足りない人には、手伝いをしながらという自助と共助が先にあるものだというふうに思っております。それにどうしても対応できない部分、これを公的な部分でサポートしていくということになってくるだろうというふうに考えています。そのサポートをそういう自分のこと、あるいは地域のことというのを公の部分でこんな形で進めたらどうでしょうかとか、あるいはそれはいいですねということで、自立していくことができるような形に支援をしていくということが町の役割、あるいは社会福祉協議会の役割というふうに考えておまして、そういう中でサロン事業とか、そしてこのいきいきポイント事業とかというのが、一つ一つ増えていっているということは、目的が一つ一つ結ばれていっているというか、成功していっているといえますか、そういう状況になっているというふうに感じてますので、さらにそれが自分たちで運営できるような形に持っていけるようなことになっていけば、さらに素晴らしいことになるのではないかなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 昨年の9月のときもお話しさせていただいたので

すが、私はこの二つの事業の中でもいきいきポイント事業はまだ始まったばかりですからもう少し様子を見なきゃいけないのですけれども、地域サロン事業は、津別町で大きな組織や団体、NPO等の設立はなかなか難しいということであれば、これが将来の総合事業の担い手としては有力なのではないかなというふうに思っております。既に先行している自治体を見ましても、買い物支援ですとか、それからごみ出し、そういったものであれば地域内のチームワークの中でやっていけることではないかなと思っております。ただ、やはりそうしたものの、形をつくるというかシステムをつくる、それを指導していく、そうしたものが必要だと思います。

それで、次の質問に入らせていただきたいと思いますが、訪問介護や通所介護事業と生活支援サービス事業を充実させていくためには、行政、医療機関やボランティアなどを包括した地域協議体を設立し、議論を深めていくことも大事だと考えています。地域包括ケアシステムの確立のためにも協議体の中心となる生活支援コーディネーターの配置も含め協議体の設立に関し、どのような進捗状況なのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 地域協議体の設置と、それから生活支援コーディネーターの配置に関しての進捗状況であります。生活支援コーディネーターの設置に係る予算につきましては、本年度の介護保険事業特別会計に社会福祉協議会に対する委託費として生活支援体制整備事業経費を計上したところであります。しかし、採用予定者が辞退するなどのこともありまして、人材難の中、経験者の確保に困難を極めているというのが実情であります。このため、来春大学を卒業する者で、かつ社会福祉士の資格取得見込みの者の採用に切り替えまして、8月に社会福祉協議会より大学への募集を今行っているところであります。

このため、生活支援コーディネーターにつきましては、現在の社会福祉協議会の職員の中からあてる方向にならざるを得ないのではないかと考えているところであります。こうした状況から、まだ地域協議体は設置されておられませんけれども、その準備段階として6月に研究会を立ち上げまして、現在27名のメンバーにより既に4回の会議がもたれ着々と検討が進められているところでありますことをご報告させていただ

きたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ただいまお話ありました地域協議体が、地域コーディネーターの辞退により設立が遅れていることは私もお聞きしております。現在医療機関や介護機関とともにその会議が行われて、現在話し合いの内容については、現在お互いに何ができるのか、自分たちが何ができるのかということをお話し合いされているというふうに聞いております。それはそれで全然先へ進んでないわけではないということで、担当の方に聞いて少し安心したのですけれども、やはり私は、先ほども言いましたように今育ってきているいきいきポイントや地域サロンのような事業をうまく活用、指導していけるような、その上の団体の地域協議体というものができることによって、この事業をさらに進んでいくのではないかなというふうに考えておりますので、この協議体をぜひ早くつくっていただきたいなど、要するに体制づくりが必要なのではないかなというふうに考えております。

よくハードに関しては箱物行政というふうに、なにか何でもかんでも建物をつくるというのは大変悪名がありますけれども、私はソフトについては、器をつくって道を示すということは、大変効率的なソフト行政の推進に寄与するのではないかなというふうに考えております。地域コーディネーターを採用して、そこに地域協議体をつくって、その地域協議体がこれからのみんなのできる介護というものを指し示して、それぞれを、例えば自治体やサロンに投げかけていく、そうすることによって自分たちにこれならできそうだな。じゃあ、これをするには、私たちはどんな手続きを踏めばいいのといったときにお世話してくれるような団体があるということは、私は必要なのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひここを強力に推進していただきたいと思います。

それから、生活支援コーディネーターにつきましては、確かに採用辞退ということは残念でした。これは全道というか全国一斉にこうしたものがないところは配置が始まっていますので、引く手あまたで非常に人材の確保が難しいということは事情として理解しております。社会福祉協議会の山田局長に聞きましても、やはり大卒の資格

取得者を採るしかないのかなというようにもお話しされておりました。私は、何も経験豊富な人ばかりがいいというわけじゃなくて、幸い山田局長という大変経験豊富な方もいらっしゃいますので、そうした方のアドバイスを受けながら若い人が、逆に若い人の目線で新しいものを構築していくわけですから、やっていただくのもいいのかなというふうに思っております。これはどうかわかりませんが、そういった世代の人が、そういうことの中にあることによって、町の中の今までのあまり福祉とかに関心のなかった若い世代の人たちとも当然お友達になりますから、そういったところにも浸透していけるのではないかという淡い期待も抱いておりますので、とりあえず人を配置するということが大変大事で、そういう地域協議体を設立することが大事だというふうに考えておりますので、町長、ここについてどうお考えかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この今地域協議体の設置に向けて、そこにコーディネーターがまだ決まっておられませんので、でき上がっておられませんけれども、しかしそのままにしておくわけにはいきませんので、研究会ということで27名のメンバーの中で始まりました。この辺の経過は、産業福祉常任委員会の中でもお話しをさせていただいているところでありますけれども、この研究会のメンバーには、社会福祉協議会は当然ですし、それからいちいの園、そして居宅介護支援事業所、それからデイサービスセンター、それから丸玉産業の津別病院、そしてほのぼの、ケアハウス、夢ふうせんのかとほんき、それから2月に会社ができました株式会社びーと、それと町内に二つの薬局、そして柳瀬食品店も入っています。宅配をする場合に認知症がだんだん進んでいく方は、そんなようなものは頼んでいないよということもあるようですので、そういう実態等々をそれぞれこの中でいろんなケースがありますので話し合いながら設立に向けて今研究を進めているという段階です。それに、もう既に4回開催されておりますので、うまく進んでいけばということで、私としては見守っていききたいなと思っております。

それから、コーディネーターの部分につきましては、いろんな分野で今人材難が進んでいます。ここだけ、津別がなかなか優秀な人材を得るということは非常に難しい

ん。でも、キャパシティとして増えていくわけですから、こういった団体に話しかけて、よかったらあなたの団体ではボランティア登録してみませんかというのは一つの手かなと思います。数だけ膨れ上がってもしようがないと言うかもしれないですけども、数がいなかったらそもそも始まらない事業でありますので、そうしたことででも数を増やしていくことができないのかなというふうに思って、今日ここで話ししようかなというふうに思っておりました。そうしたことを含めて今後担い手の確保、体制の確立ということを今後も強力に推進していただきたいと思いますので、何かあれば最後をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今お話もありましたように、そういうたくさんの担い手をつくっていくということは大事なことだというふうに思いますので、今後とも社会福祉協議会とも連携をいたしまして、いい方向に進めてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 再生可能エネルギーのほうの質問に移らせていただきます。

エネルギーマネジメントセンターの設立に向けて事業が進められていますが、予定されている設立概要と事業内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） エネルギーマネジメントセンターの概要と事業内容についてお答えいたします。津別町の地域の特性であります木質バイオマスを主体に再生可能エネルギーの利用を推進いたしまして、資源循環型社会の構築を図ることを目的とい

たしまして、平成 25 年 3 月に津別町森林バイオマス熱電利用構想を策定いたしましたことはご承知のとおりであります。

この構想につきましては、丸玉産業と連携した熱供給事業のほか、津別町の公共施設などでの木質バイオマスを中心とする再生可能エネルギーを活用いたしまして、産業や雇用の活性化を目指すことを最終的な目標としていたところでした。

しかし、この構想の大きな柱でありました丸玉産業との熱供給事業は、昨年 6 月に白紙の状態となり、このことにつきましては既に報告させていただいているとおりであります。

一方、時期を同じくいたしまして、環境省の事業である「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業のモデル地域に本町が選定されまして、本年 3 月に資源を活用した低炭素社会の形成や木質バイオマスによる熱供給、林地未利用材の利用促進といった環境の取り組みを核に、地方創生を図る「津別町モデル地域創生プラン」を策定し、概要版を広報に折り込んだところでもあります。

本プランでは、地域の将来像として「豊かな自然とともに育む環境のまちつべつ」を目指すこととし、一つ目には、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・利活用。二つ目には、持続可能な循環型・低炭素社会の構築。三つ目には、自然環境と調和した暮らしとまちづくりの、この三つを基本目標として地域の課題や低炭素まちづくりに活用可能な地域資源を整理し、将来像の実現に向けて取り組む施策として、今後 5 年以内に取り組む事業を提示したところでもあります。

これを受けまして本年度から開始しました「津別町モデル地域創生プラン」の推進にあたりましては、平成 27 年度地方創生加速化交付金を活用いたしまして、このプランを作成した産業環境管理協会に技術的アドバイスを受けることといたしまして、「津別町エネルギーマネジメントマスタープラン」の作成を委託したところでもあります。

具体的な進めにあたりまして、既存の「津別町森林バイオマス利用推進協議会」を母体といたしまして、津別町再生可能エネルギーマネジメントセンター研究会、木材利用促進研究会、津別町施設園芸栽培研究会を設置いたしまして、調査研究を開始したところでもあります。

そこで、エネルギーマネジメントセンターの概要と事業内容についてですが、公民

連携による設立に向けた研究を進めておりまして、町内地域の木質バイオマス等を活用したエネルギーの需給量を把握いたしまして、最適な熱供給システムの構築を図り、エネルギー供給施設整備と人材の養成を図ることとしております。

事業内容は、町内の事業所や公共施設等に対しまして、再生可能エネルギー導入に関する計画づくり、技術支援等のコンサルティング、林地未利用材の流通システムの構築と運営、木質バイオマスの仕入れ、木質バイオマス原料の製造、官民供給先への経済的・安定的供給機能の整備、木質バイオマス燃料等の広域販売などを想定しているところであります。

現在、まさに研究・議論の最中でありまして、先進地の視察なども行い、ポテンシャルが高いと言われている津別町らしい再生可能エネルギーマネジメントセンターの設立を進めていきたいと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 今のお答えで概要についてはわかりました。また、やろうとしている事業内容についてもわかりましたが、今議論している最中でお答えはしづらいのかなと思いますけれども、公民連携というのが一体どういった部分でされるのか、例えば、出資金が官が50、民が50という形にするのか、それとも人的な部分でも公から配置していくのかとか、そういうような構想がもしあるのでしたら、少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そのことがまさしく今議論をされているという状況であります。例えば、町がつくって運営を民間に委託するという形になっていくのか、さまざまあるというふうに思います。ただ、この間のいろんなこれまで何年かにわたって話されてきた中で、なかなかこれをやる上では、民間だけでやろうということは非常に厳しい状況にありますので、やはり町がしっかりサポートしていくといいですか、役割をしっかり担っていくということがなければ、そう簡単には進みませんよというご指摘等々も既に実施している所等からお聞きしているところでありまして、それは協議会の皆さんも認識しているところでありますので、それではどういう形にしていく

のか、出資だとかそういうこともいろいろ含まさってくると思います。一応、平成 30 年を設立の目標年という形にしておりますので、そこに向けて議論がさらに深まっていくのだろうというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） [登壇] ②の質問に移らせていただきます。将来的にこのエネルギーマネジメントセンターは自立することが望ましいと思います。見通しがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） このセンターが自立していくことが望ましいということであり、このエネルギーマネジメントセンターの内容につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでありますけれども、現在、公民連携での設立に向けた議論を行っている段階でありまして、民間活力による事業会社として設立運営されることが望ましいというふうに考えています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） [登壇] エネルギーマネジメントセンター、これが設立されて、やはり津別町にとって何が恩恵があるのかということを考えるときに、一つは、ここに書かれている大きな目的、産業振興だと思えます。それから、外へお金が出ていかなくなる、要するに地域内経済循環が起り得るといえるか、起ると思えます。それから、やはり忘れてはならないのは、私が思っているだけかもしれませんが、住民への何らかの利益供与がなければいけないと思えます。要するに住民に対して恩恵がなければいけないと思えます。そのためには、この事業が継続されて民間に移行することは、私は大変いいことではないかなと思っております。というのは、民間に移行すると法的な縛り等がなくなって、民間サイドで住民に対して利益を供与することができるようになっていくのではないかなと。要するに、柔軟な対応ができるという部分です。そのために何が大事かという、このエネルギーマネジメントセンターの採算性の問題だと思えます。今後、このエネルギーマネジメントセンター、今の事業内容をやっていって採算が合う、要するにもうかる見通しがあるのかどうか、そ

このところをお聞かせいただきたいと思います。ペレットに関しては、前に地元の木材会社の社長さんに聞いたのですけれども、全国でペレットをやっている民間で黒字になっているのは2社しかないというふうにお聞きしております。そのぐらいペレット事業についてはかなり厳しいということも聞いているので、ほかの事業含めて、採算性を見通しをお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今議論されている内容については、そういうことも含まさっているのだろうというふうに思います。直接私がその協議会の中には入っておりませんので、あと内容について補足してもらえればなというふうに思います。

ただ、その中で、地域内経済ということもお話もありました。これもまさしくそのとおりでして、実は行政報告の中でもお話をしました木のまちサミットですね。その帰りに既にこういう取り組みをしている、ここに講演にも来ていただきましたけれども、山形県の最上町、それから、岩手県の紫波町、ここを帰り道、町長にそれぞれお会いしながら視察もさせていただいたところですが、やはりどちらもクーポン券といいますか町独自の通貨、それを持って、そして木を持って来てくれた人にはそれでお金を払うだとか、それから家を建てた人には、津別は例えば商工会の商品券で一部出していますけれども、その補助をクーポン券で渡して、町内で使用させるという取り組みだとか、それは徹底して、とにかくなるべく外にお金を出さないというか、域内で経済を循環させるということに非常に徹底してやっているなという印象を受けてまいりまして、これは町も津別町もしっかり組み入れていく必要があるなというふうに感じたところです。そして、民間が入ってやることによって非常にいい動きができますし、それぞれ町々としては、入り口としてはさまざまなことがきっかけとしてはありますけれども、例えば紫波町であれば、松くい虫がたくさん発生して、木の処分というところから入り込んでいったというお話も聞きましたし、それから最上町の場合は、経済産業省の系列と言ったらいいのでしょうかNEDOという組織がありますけれども、そこの実験に手を挙げて、なんでもそのお金を使いながら実験を重ねて今の段階に持ってきて、そして需要が高まってきているので、その先は今度自分たちでさらに拡大していつているという、そういうこともありますので、まずは今やって

赤字になってはまた困りますので、そういうところに先ほど言いました産業環境管理協会、通称 J E M A I（ジェマイ）と言ってますけれども、そこにもコンサルティングということで技術的アドバイスも受けながら、そしてしっかり経営が成り立ち、なおかつそこで雇用が生まれるということを進めていきたいなと思っています。

何かあったら…。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（竹俣信行君） 今町長のほうからもお話ありましたけれど、私も昨年、岡山の西粟倉村、真庭市と二つの市町村を訪問させていただきました。それで、9月の20日に町民講座で西粟倉村から役場の担当の方がお見えになって話をされるのですが、今町長の話にありましたように、いわゆる地域内循環ということで町内の中でそれが消費されると。それで、町民の方が山へ行って軽トラで材を運んで来て、それをお金に換える。そして、その中にさすが岡山ですのでオニ券という名前を付けて、そういった言ってみれば商品券でしょうか、そういう取り組みをしておりましたので、また、9月20日の日、町民講座ということでそういった話も聞かせていただけたと思いますので、議員各位の皆さんもぜひご出席いただければと思っています。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 もうかるかもうからないかという話については、あまりお答えいただかなかったような気がするのですが、ぜひ私はもうかるようなシステムをつくっていただきたいと。それが、継続というか持続性を高めるのだと。それを民間に移行していくことによってその先が見えてくるというのが私の考えであります。

今お話の中に、例えば今までは庭の木を切って処理するとなったら、例えばご老人が庭の木がもう伸びてきて、切って処理をするとなったら人活にお金を払って木を切ってもらって、投げてもらって、要するにお金が出ていったのですね。例えば、その木が今度は投げるのではなくて、幾らかでもお金に変わるのだったら、やっぱり生活の中にそこはメリットがあるわけです。それ以外に、もし今後熱供給システムとか、こうしたものがうまくこのマネジメントセンターを中心に展開することができたら、安価な暖房料が津別町の中に誕生するかもしれません。そうした大きな夢を含めてぜ

ひ、私は津別町の独自性を生かした他の町村に対して矜持となり得るいい構想だというふうに考えておりますので、ぜひこの推進に向けて頑張ってくださいなというふうに思っております。

採算性の話ばかり申し上げましたけれども、もう一つは、このセンター構想が成功するためには大事なことがあると思います。それは、地域内の共通理解だというふうに考えております。③の質問に移らせていただきます。センターの設立・稼働に向けての話でございますが、私も再生可能エネルギーの勉強会に出席させていただいているのですが、関心を示している企業は多いとは言えないのではないかなと思っております。今後、そうした団体とのコンセンサスをどのように取り付けていく考えなのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 津別町の地域の企業、団体等々のコンセンサスの問題です。エネルギーマネジメントセンターの設立・稼働につきましては、津別町モデル地域創生プランの基本目標でありますことから、環境保全と産業振興の両立を目指しまして、町内産業への再生可能エネルギーの導入を促進して、町民の暮らしの中に、環境と調和したライフスタイルを確立することを積極的に宣伝していく考えであります。

また、継続性を重視いたしまして、平成23年度に設置しました津別町森林バイオマス利用促進協議会の委員の多くの方々には、引き続き委員として協議をいただいているところであります。また、協議会構成メンバーにとどまらず、今後、事業主体として意欲のある民間事業者、団体、グループ等の参画と理解を共有するために、再生可能エネルギーを活用したまちづくりに関する5回の勉強会の開催を計画し、エネルギー関連会社や金融機関にも参加を呼びかけ、再生可能エネルギーを活用したまちづくりの情報を共有いたしまして、理解者となっていただくこととしているところであります。

さらに、町民の皆様にも理解者になっていただくため、基礎的な町民講座を2回ほど計画しておりまして、5回の勉強会の内容も含め、広報誌やホームページで伝えていく考えであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 勉強会の中で講師の方がいろいろお話しして、成功事例等も出しておりました。ただ、その成功事例ももちろんうまくいった話なのでいい話ばかりなのですけれども、やはり、その中に見え隠れする地域内の合意を取り付ける苦労話なんかもちろっと聞こえてきました。やはり、例えば今現在津別町にも燃料業者というのは存在するわけですから、例えば、灯油等の燃料がほかのエネルギーに転換されて、それがマネジメントセンターの扱いになった場合、簡単に言えば民業圧迫の形になってしまう恐れもあると。その辺をぜひ燃料業者を取り込んで、彼らがそういったものを扱えるようなシステムをつくることによって、そうした燃料業者等の理解も得られるような形も今後は考えていかなければならないのかなというふうに思っております。それには、何よりも地域の方に理解していただいて、地域の住民がそうしたものを使っていく、そういう燃料を再生可能エネルギーの燃料を使って行く形をつくり上げていかなければいけないと思っております。そのためにはやはり今町長おっしゃったような町民講座や、そうしたことも必要だと思いますが、現実的に今津別町では既に西町住宅がペレットによる暖房を行うということで進んでおります。このことについてちょっとお尋ねしたのですが、この料金については、現時点では若干灯油を使うよりも高いというふうに聞いておりますけれども、これについて、ペレット暖房を導入したことによって、どのようなメリットが住民の方にあったのかということ、担当の方からでも町長からでも結構ですからお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 燃料業者との関係につきましては、議員の中、皆さんの中には下川町に視察に行かれた方もいるかと思っておりますけれども、これは一緒に組み入れながらやっている、販売もそこでやるということ、やっているのを聞いておりますし、私もそういうふうの下川に行ったときに聞いてまいりました。ほかの先ほど名前を挙げた所も同じように、やはりそれは意識をしながらやっております。全部がペレットなり、あるいはチップなりと対応するというのではなくて、今までの化石燃料の少しずつシェアを木質バイオマスのほうに変えていくということで、これは100%対応するとなるとものすごい量の木材も必要になってきますので、そういうことではなくて

10%に上げていくだとか 20%に上げていくという、そういう形の取り組みになっていくというふうに思います。ですけれども、その中で、変わっていく中で、今までのそういう燃料会社の方には、デメリットも当然出てきますので、それに代わるものとして、それも取り扱ってもらうことによって、少しでも収入が落ちないような、あるいはそれを積極的に販売していただくような意識も持っていただいで進めていくために、話し合いといいますか勉強会というのが必要だろうというふうに思っています。西町の部分につきましては、これも実は産業福祉の常任委員会でお話を、担当からさせていただいたところであります。料金の設定等の考え方も含めて担当のほうから説明させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま町長のご説明の部分について、集中暖房のメリットということでお答えしたいと思います。ペレットのメリットということでないのかもしれませんが、そのような形でお答えしたいと思います。まず、入居者のメリットということでお答えしたいと思います。まず、入居者につきましては、暖房器具を購入する必要がございませんので、そういったメリットが1点目。それから、町が燃料補給をいたしますので、設備管理を行うので、入居者の利便性が高いという部分が2点目でございます。3点目につきましては、居室内に燃焼機関がございませんので、室内環境や安全性が向上するという点でございます。さらに、灯油と違いましてペレットについては価格変動があまりございませんので、長期間価格を維持できるといったようなメリットがございます。また、行政的なメリットといたしまして、先ほどからご説明しておりますけれども、地場産材使用により地域経済の活性化が図れる点、それと管理委託につきましては、町のペレット協会等を想定してございますので、そちらのほうの雇用の創出になるのかなという部分もメリットかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] 時間がなくなってまいりましたので、ただいまお話を聞いた中で、やはり安全性とか居住性の向上、これから高齢者の方が多くなるわ

けですから、そうした方にとってはこういった所は、特に火の用心なんていうのは大変心配のあるところなので、こういったところをアピールして行って、そうした方に使っていただいて、お互いにウィンウィンの関係になればいいのかなというふうに思っております。

最後の4番の質問に入らせていただきます。白紙となった形の熱源供給のボイラーの構想は、その後どのような考えで進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 丸玉産業との熱供給事業につきましては、先ほども申し上げましたけれども、昨年6月定例議会と8月の臨時議会でそれぞれ報告をさせていただきましたとおり白紙の状態となったところです。議員からも昨年、9月定例議会の一般質問で、ちょうど1年前になりますけれども、町が自前でボイラー整備をすることによる事業推進の提案があったところでありまして、今回答弁しましたとおり、町単独での実施ではなくて、地域内におけるいわゆる公民連携の、連携・協力体制の構築によりまして、今これまでずっとお話ししてきましたとおり、プランの実現を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） [登壇] これが最後になるかと思いますが、町長は昨年9月の私の一般質問の折、そうした状況ができれば考えないこともないというか、考えるというようなボイラー構想についてはお話がありました。私は大変いい構想だと思っているので、このまま朽ち果てるのはもったいない、だから自前でやってみようかということをお話を昨年に申し上げたわけですが、ぜひこのエネルギーマネジメントセンターには、この理念を受け継いでいただいて、ぜひもうけていただいて、そしてその中で事業としてチャレンジしていただきたいなというふうに思います。例えば、町が建ててエネルギーマネジメントセンターが請け負うのでも構わないと思います。採算性さえ合えば持続できていくわけですから、これが実現することによっていろんな新しい可能性が広がっていくことは、もう今まで議論してきましたのでここでは差し控えますが、やはりできていたらなど今でも思うことがありますので、ぜひそうした

ことも考えていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 丸玉さんのお話は非常に期待を持って、環境省もある意味では非常に注目をしてしまして補助金があたる寸前のところまで実際いった状況でしたけれども、やはりそもそも以前もお話ししましたけれども、会社として合理化の一環として、木くずをお金をかけて産廃で処理していくということを自社内で燃やすことによって熱と電気ができ上がって、それを自分たちで使うことによって大幅な合理化になるというか経費が節減できるということで進めてきたところですが、そしてそれが環境にも大変いい影響を及ぼすということで、その余っている部分を若干公共的なものに使わせていただけませんかということでお話をずっと進めてきたところですが、やはりトラブルが機械ですから必ずあります。そこに至ったときに、会社のことよりもちょっとでも公的な部分に使っていると、そちらのほう優先されてくると非常に会社としてはつらいことになってしまうということ。これは、社長の言うこともごもつともな話であります。であれば、自分たちで公民連携で大がかりなものではなくて、津別町として仕入れる範囲といいますか、例えば林地残材と一口に言っても町有林は確かに町の中で集めることができますけれども、道有林や国有林のほう圧倒的に多いものですから、そことしっかり連携をしなければ成り立たない話ですし、ほかの町内の工場から出る木くずや何かもそこに集めてきてもらうだとか、それから自分たちで処理した倒木だとかいろんなものを買い取ってくれる所があれば、個人の方も持ち込んで来るだとか、そういうふうにして集められる総量というのは一体どれぐらいあるのかと。それに対してのどこまで供給ができるのかということは今まさしく研究しているというところだと思います。それができ上がれば、そして稼働して行って、さらにもう少し広めることができるなというのを踏んでいけば、あればまた広がっていくのだろうというふうに思います。そういうことで、今皆さんとともにチャレンジをしながら、どこからも必ず言われるのは、津別は非常にポテンシャルがあるということで、ここでやらなかったら、この町でやらなければなかなか難しいよねという話もたくさんされているところですので、そう言われて難しいな、で終わるというのも非常にある意味情けない話ですので、しっかり進めていきたいですし、

また、実際にやっている丸玉さんにもう既に平成19年から稼働していますので、機械的なノウハウもしっかり蓄えていますので、そういうものも協議会のメンバーにも入っていますので、しっかり技術的なことも含めて、いわゆる下地はでき上がってきているということも感じていますので、あとは、どの形態の中で、メンバーの中でそのセンターを立ち上げていくかということになってくると思いますので、私としても注目をしながら進めていってほしいと思いますし、できることは協力していきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 次に、5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告のとおり質問をさせていただきます。

最初に教育長にですが、就学援助制度の改善についてということで、中学に進学する場合は、制服や指定ジャージ等を新たに用意しなければならないために親の負担が大きいので、小学6年の3月に「入学準備金」として支給すべきではないかという趣旨について質問をさせていただきます。

教育委員会の制度が変わりまして、教育長が交代され最初の質問になりますが、よろしく願いいたします。

私は、この質問を平成26年の9月と今年3月議会で前教育長に二度質問をしております。これで三度目になります。教育長が教育現場を経験されているということで、違ったご答弁を期待して質問をさせていただきます。

経過としては、2年前の9月議会で教育長の答弁は、どこの町村も客観性を保つため、直近の生活実態を把握する方法として前年の所得を確認しなければならない。もしそのような実態があるなら、そのような実態というのは、早くに準備金として出すという実態ですね、そういう実態があるなら聞かせてほしいと言われました。そこで私は、青森市が東京都板橋区に倣って3月支給へという新聞記事を提示しまして、教育長、最終答弁は情報をもらったので、それをもとに調査するということでした。

今年3月議会では、新潟市が小学6年生の3月に入学準備金として支給しているというのを情報を提示して質問しました。教育長の当初の答弁は、直近の経済状況を確認する別の方法があるのか調査し、どのような対応が制度の趣旨に沿う支援策になる

のかの検討を新体制に引き継ぎたいというものでした。私が電話で新潟市の担当者とお話した内容をお示しして、新潟市の担当者は、「現在、就学援助を受けている児童に支給するだけなので制度も何もいじらずにできた。」「何の苦勞もなかった。」というようなことをおっしゃっていたと伝えると、教育長は、就学援助は市町村独自の基準なので津別の基準ではできないけれども、先例もあるので調査させていただきたいということでした。

確かに先例ですからそんなにたくさんあるわけではありませんし、津別町がそうすることで他町村にも影響が出るかもしれません。また、横並びだと安心感もあるのかと思いますけれども、経済的に困窮している家庭の立場に立てば新学期は大変なお金がかかります。援助がほしい時期だと思います。まして中学に上がる時は、制服や指定ジャージ、靴、鞆など新たに用意しなければなりません。そして入学式が終わると生徒は部活動に所属します。そうするとまた制服等以上のお金がかかるということです。

私も今年2人の孫がそろって中学に入学したのですけれども、娘や息子たちの話だと、とつても10万円では上がらなかったという話でしたので、大変な、若い親ですから生徒の親は、若い親です。そして所得も低いものですから、そういう親の懐具合をしんしゃくして独自の基準で行えるのであれば見直すぐらいのお考えがあってもいいのではないかと私は常々思っているわけです。

そこで教育長にお聞きいたしますが、今申し上げた前教育長の引き継ぎ事項をお考え、その上でどのような対応を検討されているのか、検討されていればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 茂呂竹さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） よろしくお願ひいたします。

就学援助の新入学用品費を入学準備に間に合うように支給できないかのご質問にお答えいたします。

この件につきましては、本年3月議会において就学援助制度の改善について「中学校新入学生徒への学用品費を入学前に支給すべきではないか。」とのご質問をいただき、

林前教育長から「小中学生就学援助の認定にあたっては、前年の所得額を算定根拠としている関係から、早くとも所得が確定する5月下旬以降の認定・支給にならざるを得ない実態にあることをご理解願います。」さらに、「今後、実践市町村の調査なども含め、どのような対応が制度の趣旨に沿った支援策となるか等の検討は4月以降の新しい体制に引き継ぐことをご理解願います。」とお答えしていることを承知しております。

さて、要保護、それから準要保護世帯に対する入学準備金に関しましては、近隣自治体でも関連する援助について、前倒しで支給する方向で検討している自治体も出てきていることから、本町におきましてもどのような仕組みであれば当該世帯のニーズにお応えすることが可能なのか、また、今回議員からのご質問の要旨には、「中学に進学する場合は保護者の負担が大きいので、小学6年の3月に入学準備金として支給すべきでは」とのご質問でしたので、年度内に何らかの形での実施に向けて改めて検討させていただこうと考えております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） [登壇] 今ご答弁いただきましたが、年度内に何らかの形で支給をしたいということで、大変前向きなご答弁をいただきました。ぜひそのような方向でご検討いただいて、ちょっとのわずかな金額なのでしょうけれども、少しでも役に立てる内容にさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いします。

私は、別に津別高校振興対策費なんかが今一生懸命町が力を入れて生徒獲得に頑張っているのですが、他市町村から通う生徒、津別高校に通う生徒さんには全員バス代の3分の2、それから教科書代や制服代も今年度から所得に関係なく全額補助しているというような実態にあると思うのですが、私は津別高校振興対策に反対しているわけでも何でもありませんけれども、純然たる津別町民の子弟には制服等に1円の補助もない。中学校の保護者はどのように感じているのかなというふうに不安を抱えているところなんです。ましてや所得の低い家庭への就学援助制度があるのですから、必要なときに出すような、そういう血の通った行政の姿を期待したいというふうに思

っておりますので、よろしく申し上げます。

次の問題に移ります。生きがいセンターのバリアフリー化について質問させていただきます。

現在、生きがいセンターは主に私どもの共和の2、3、4の三つの自治会と新栄いきいきクラブ、いわゆる老人クラブ、それから昨年からは社会福祉協議会のいきいきサロンも定期的に使用しています。

昭和53年に建設された当初は、管理人を置いて高齢者が石や木の加工をしていたというふうに見ておりましたけれども、数年前には陶芸愛好会が使っておりました。建設してから38年が経過し、建物自体も古くなって、特に冬期間は水回りが凍結しないように神経を使わなければなりません。しかし、それでも地域になくってはならない施設です。

町は数年前にカラオケの機械を買い替えてくださいましたり、昨年は床のカーペットとカーテンを更新し、また椅子式のテーブル、椅子も入れていただきました。私の自治体の行事なんかでは床に座れない方もおられて、自治会行事では別の場所をお借りして使ってきた経過もありましたけれども、おかげさまで元通り使えるようになりました。

しかし、現在の建設様式というのですか、建材や技術から見ると隔世の感があるのは否めません。建物全体の断熱も劣化しておりますし、特に冬期間は会合が始まる1時間前にストーブを点けに行き、それでも部屋は暖まらない。そしてストーブから少し離れると防寒着が離せないというような状況です。その中でも特に水回り、トイレについては後始末に大変な神経を使わなければなりません。管理、清掃しているクラブの女性の方にもお話を伺ってまいりましたけれども、大変な苦勞をしていらっしゃるんだなという感想を持ちました。

構造面では玄関前の段差、玄関から踊り場に上がる段差は足の弱った者には苦痛になっています。また、外の街灯がちょっと離れているために玄関のポーチを消しますと真っ暗になって縁石に高低があるために足を踏み外したり、車のタイヤを落としたりしているのが実態です。利用する者にとってはとにかく不安の多い場所となっています。断熱やバリアフリー化して利用しやすい施設にしていきたいと思っております。

お考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 生きがいセンターのバリアフリー化についてお答えいたします。

まず、生きがいセンターの建設経過についてでありますけれども、共和地区集会施設として広域集会施設条例の規定に基づき設置されているものであり、他の施設と違い、昭和53年度に地区の集会所とともに「老人生きがいセンター」を併設して建築され、築後38年目を今迎えているところです。

生きがいセンター部分は、設置当初、高齢者の創造力の助長を図るため高齢者等の銘石及び木製品等の加工を使用目的としましてつくられ、集会施設とともに施設全体は大きなものになっており、その後、陶芸もできる施設として電気がま等も整備したところであります。

現在は、ご承知のとおり生きがいセンター部分の利用がなくなったことによりまして、老人クラブであります「新栄生きがいクラブ」で整理してもらい、卓球等に利用しておりまして、施設全体についても実質的には新栄生きがいクラブが主体となって管理していただいているところです。

そこで、高齢者に向けた段差、寒さ対策についてでありますけれども、これまで地域要望に基づきまして、随時、営繕等を行ってきているところですが、全体的な施設の経年に伴う老朽化は、一定程度進行している状況にあります。しかしながら、地域における住民や高齢者の活動拠点としては、今後とも活用が図れるものであると認識しているところです。

そのようなことから、施設がある共和第3自治会からも玄関前の段差解消やバリアフリー化に向けた内部改修の調整要望が出されておりました。他の使用団体等の意見も聞き取りながら判断させていただくと回答しているところです。現状は、地元自治会の関係者につくってもらいました踏み台を玄関前に置き、緩和対応をとっているところでもあります。

施設の入り口の段差を解消するためには、スロープの設置を考えたところですが、冬の除雪対策もあり、どのように改修すべきか検討しているところでもあります。玄関

などのバリアフリー化も含め、一定の案を示し、関係団体等との改修を念頭に協議していく考えであります。

寒さの問題につきましては、集会施設等の部屋は特に問題はないと聞いていますが、トイレにつきましては、使われていないところと隣接しておりまして寒さが厳しいと聞いています。このため有効な手段を検討いたしまして、利用団体と協議していく考えであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします

昼食休憩 午後 0時 1分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕先ほどのご答弁で大体の方向は理解いたしましたけれども、認識についてちょっと違っているんじゃないかなというふうに思ったものですから、ちょっとお尋ねしますけれども、先ほど「集会室の部屋は特に問題はない」というふうにおっしゃったと思いますけれども、集会室は先ほど最初に申し上げていたとおり1時間前に行って二つのストーブをガンガン焚いてくるのですが、1時間経っても部屋が暖まらないというそういうことがありまして、ストーブに問題があるのかなというふうにも思いますし、使っている人の話を聞きますと、使いづらわからないストーブだよなというふうな話もありまして、ストーブが今風の新しいストーブに取り換えていただいて、設置場所もちょっと変えていただければなんとななるのかもしれないのですが、まず寒さということでは、ストーブの周りは暖かいのですが、ちょっと離れると寒いということなんです。そこら辺も研究いただければなというふうに思っています。

それから、バリアが私、昨日行って逐一見てきたのですが、外のバリアもあり

ますし、中のバリアも大変多いので改めて見るとこれはすごいなというふうに思ってきました。まず、外のバリアなのですが、玄関のポーチというのですか、たたきの段差は27.5センチぐらいあるのですが、それを2段に分けて途中からちょっとまた上げたりなんかして、ちょっと緩和を図っているというような。それから玄関内にも段差が二つほどありまして、玄関にすのこが敷いてありまして、その上に上がり框というのですかね、一般の家庭では上がり框のようなのがありますが、その段差は20センチ近くあるんですね、それをまた二つに分けているというようなこと。中は、どの部屋にも戸が付いておりまして敷居が全部高いのですね、敷居そのものの高さがあって、けつまずくんじゃないかというぐらいの高さがあります。それとトイレは、ドアを開けますと下がっているんですね、ガクッと20センチぐらいあるのか計ってはこなかったんですけど、非常に段差だらけの集会施設なんです。私も改めて、うわ、こんなにあったのかというふうに思いました。

それから縁石なのですが、センターの入り口は3メートル幅ぐらいで切り下げられて一般の出入口のようになっているのですが、その縁石も3メートルぐらいという幅が本当にそれでいいのかどうなのかわかりません。私はよく車を脱輪させてガーンって壊しそうになるぐらいぶつけてくるんですけども、というのも最後、私、自治会長ですからポーチのライトを消すと真っ暗になるんですね、見えないというか、街灯がちょっと離れた所に向こう向き、道路を照らすように向いているものですからそういう影響もあるのかもしれませんが、とにかく暗いんです。そういった面でさまざまなバリアがあるなというふうに認識を改めてしてまいりました。

それで、関係機関の利用団体と協議をして直していくというふうなご答弁でしたので、認識さえ共通の認識に立っていただければ、そちらのほうでお願いしたいなというふうに思うわけです。

それから、トイレですね。一番私たち利用者にとって冬のトイレというのがすごく神経を使う、水がとにかく不凍栓がどこにあるのかわからない、そんな感じでいつも使うわけじゃないんですね、不凍栓を捜すとか、ぞうきんなどはカチカチに凍っていてすぐ使えないとかさまざまな苦勞があるわけなのですが、今朝、いつもお掃除をいただいている新栄いきいきクラブの女性の方にどんなところ苦勞あるかいという

ようなことで聞きましたところ、いろいろ工夫もして、なるべくその不凍栓を操作しないように工夫をしているんですということでした。冬は大体グループに分かれて1グループが3回ぐらい当たるんだそうです、トイレの掃除が。小さなパネルストーブがあるんだけどというふうな話もありましたが、やはりあの寒さではパネルストーブでは本当に暖まるのかどうなのかちょっと私も利用していないのでわかりませんが、集まりのあるときは自分のうちのぞうきんを持って行くんですって。それで最後それで拭いて持って帰って来るんですというふうな話で、ちょっと大変な思いをしてきれいにさせていただいているんだなというふうに思いました。やっぱりトイレは今暖かい家で、暖かい便座で、空気もどこに行っても同じような暖かい場所に住んでいる人たちにとっては非常に危険を伴う場所かなというふうに思うんです。大体高齢者が利用するわけですから、寒暖の差が非常にある集会施設ですので、健康上からもやっぱり直していただくということが一番いいのかもしれないなというふうに思います。あとお金もかかることですので、改修についてもあんなに大きな建物はいらないうふうに思いますので、大体、その旭町の旭昇園程度のものに減築改修していただきたいというのが大体の願いかなというふうに押さえております。これについて町長何かありましたらお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 個別の案件ですので一般質問がいいのかどうかというのもちょっとあります。

要望が各自治会からさまざまな要望が出ておまして、今お尋ねの件につきましても今年もまいっております。それに対してお答えをするところなんですけれども、いずれにしても改修する方向で考えています。そういう方向で進めていきますので、また、その関係機関と構想というか改修の内容が決まりましたら提案させていただいて協議をして予算化していくということになりますので、そういったところでまた何かありましたら予算質問等々でお願いできればなというふうに思います。

ちょうど町史を見てみますと、この生きがいセンターの記述の中に地域の特性を活かした老人のための珍しい施設として建設されたのが名づけて老人生きがいセンターであると。この施設は町内の老人たちが待望していたものでということですので

りがあるわけなのですけれども、昭和 53 年ということで、そのころバリアフリーなんという言葉も世の中には出ておりませんでしたし、できた時点では最先端の建物だったと思います。そういう中で高齢化がさらに進んでいって長寿命化、人間の寿命も長くなってきていますので、そこに合わない部分というのがいくつか発生していると思います。そういうことを、新築というのは非常に困難な話ですけれども、改修を試みながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 ぜひそのような方向でお願いできればというふうに思います。

次、生きがいセンターが投票所になっているということで非常にバリアが多くて投票に行けないという人もいらっしゃいました。私は、議員になった年、そういう投票に行けない人もいたので何とか投票に行けるようにしてほしいということで、そうすると次の選挙から、これくらいの幅なんだろうかね、小さなスロープが 2カ所、玄関の中と外に置かれるようになりましてけれども、あれではとっても車椅子なんかは使えないよというふうに言われたこともありました。一応改善されたということでずっと何も言わずにきていましたけれども。やはり今の私たちの共和は、非常に高齢化が進んでいまして、それにつれて膝が悪いとか腰が悪いとか歩けないとか、そういった人たちが増えてはきております。そんなにたくさんの方が選挙に行けないというわけじゃないのですけれども、やっぱり一人一人の人が苦にならないような投票のあり方という、そういう視点からのご検討いただかなきゃいけないかなというふうにも思っています。段差が解消されたら投票率が増えるかと言われるとそれは私もわかりませんが、やはり、一人でもそういう人たちが生きがいセンターはねって言うように言われる人がいれば、それはそれでやっぱり問題があるのではないかというふうに思います。

次の避難所のほうにも同じ、一緒にご答弁いただきたいと思うのですが、生きがいセンターは共和 1 の第 2 次避難所になっているというふうに認識しておりますが、ああいう建物ですので、耐震ということも問題になってくるかなと思います。津別町ではどんな災害が起きるかというのは私は想像もつかなくてあれなんですけれども、自

治会長さんの中には避難所が耐震化もされていないと、そして何というのですか災害のときの物資も置くところもなくでどうするんだろうなというふうにご心配されている方もおります。そういった観点から避難所として、あるいは投票所としてどういった考え方をお持ちなのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず、段差を苦にしてと言いますか、投票の棄権にもつながっているのではないかということであります。実際にそういう方がおりましたら、棄権している方がおりましたら選挙に町有施設を利用させています町としても大変問題は感じるころであります。現在7カ所投票所がありまして、靴を履いたまま投票できる所は第1投票所と第2投票所だけでありまして、ほかの5カ所については靴を脱いで投票する所となっております、玄関にそれなりの段差があります。

そのため選挙管理委員会のほうでは、段差解消のスロープを用意いたしまして従事者職員の積極的な対応を行っているところです。また、期日前投票の利用も呼びかけておりまして、これも増加している傾向にあります。

しかしながら、共和地区集会施設につきましては、玄関の前の段差が他の施設よりも大きいことから、先に話しましたとおり解消に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところです。

それから、2次避難所としての耐震化の関係です。共和地区集会施設につきましては、共和第1自治会の第2次避難所となっております、ご指摘のとおり建築年からして、現在の建築基準に対応できる施設ではないと考えられております。その後、耐震化もされていないことから2次避難所に的確とはいえない状況であると考えているところです。

共和第2、第3、第4自治会の2次避難所は津別高校になっておりますので、指定避難所の見直しを図ることを前提に対応していきたいと考えています。

以上、また、この建物自体は、まだまだ利用できるものと考えておりますので、利用者の意見をお聞きしながら営繕により対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）　〔登壇〕　選挙の問題とか避難所の問題も認識していた
だいているということですので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

それから、この生きがいセンターの管理を新栄いきいきクラブに管理を委託してい
るというふうに聞いておりますけれども、新栄クラブも私は入っていないのでちょっ
と実態がどうなのかよくわかりませんが、高齢化もしていますし、女性の方に
聞くと「お金出してもいいからだれかにやってもらいたいわ」というような話も聞
こえてきますので、やっぱり管理そのものもどういうふうに管理すればいいのか、や
っぱりそのあたりもご検討いただければなというふうに、新栄いきいきクラブとご相
談の上ということになると思うのですが、ご検討いただければいいのかなというふう
に思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　新栄老人クラブで中核的に担っておられます議員さんもこの
場所におられますので、またそれは担当の課と十分話し合いながら進めてまいりたいと
思います。

○議長（鹿中順一君）　次に、9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　ただいま議長のお許しをいただきましたので、
先に通告した件につきお尋ねします。

8月の中旬から台風7号、11号、9号と三つの台風が北海道に直撃し、さらに8月
31日の台風10号では河川が氾濫し住宅や農作物の被害が拡大し、今なお不自由な生活
をしている人がいるところです。この間の台風で津別町でも避難勧告が出されました。
今回の台風を通じて学んだこととか、マニュアルどおりであったかどうかという
ことなどを含め、それから避難の方法、どんなことが今後の課題として上げられたか
お尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　情報の伝達方法ということになるかと思います。お答えした
いと思います。今回の一連の台風に関しましては、特に8月15日から大雨と17日
からの台風7号、20日から台風11号によりまして、農地、道路、河川などに大きな被

害を受けたところでもあります。

台風 11 号の際には、津別川のさらなる増水が懸念されたため、8 月 21 日午後 4 時、本町、緑町 3、豊永 3、共和 4 の川沿い 33 世帯、55 人に対しまして避難勧告を発令し、戸別に電話連絡し、電話に出ない世帯については訪問により対応したところです。また、午後 5 時には、土砂災害危険箇所隣接する高栄団地付近の世帯に対しまして広報車で注意を喚起したところでもあります。

避難勧告につきましては、関係する区域の自治会長さんに対しましても連絡を行いました。しかし、勧告の対象範囲が明確に伝わらず、対象範囲以外の世帯に対しましても連絡したことが判明いたしまして、ご迷惑をおかけしたところでもあります。こうしたことから、今後につきましては、避難情報ごとにあらかじめ伝達例文を備えておくこととしたところでもあります。なお、用意した避難所には避難された方はおられませんでした。

今回勧告を行った対象世帯は、津別川沿いの居住者に限っていただけのことから、避難対策計画に基づき個別訪問に準じた方法を選択して伝達したところでもあります。

しかし、この計画には住民への避難警報の伝達として、電子媒体による方法が記載されていませんでした。一般的に町民の皆さんは、テレビやラジオを通じて情報を得るほか、パソコンやスマートフォンで雨雲の動きや河川水位データなどの情報を得ていることから、ホームページによる情報の提供を強化する必要があると感じたところでもあります。

また、町では気象庁や国土交通省が発するデータに注意を払いながら、パトロールにより道路、河川、土砂災害危険箇所の監視を行っていますが、こうした動きにつきましても情報を一元化し、ホームページで周知していく必要があると今回感じたところでもあります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、情報の伝達の方法等について町長から答弁ありました。実は、私が住んでいる本町も今回避難勧告ということで、私は最初はテレビで見ました。それから、苦手なパソコンを開けてみてホームページも見たので

すけども、それではいろんなことがわからなかった。その後知り合いから電話があって、「本町だけ大丈夫なのかい？」というふうにも言われました。私は外の情報がわからないので、現状は雨による、私の住んでいる所は全然大丈夫だったので、津別川だとは思わず本町ということだったので、崖が崩れたのかなというふうにちょっと思いました。自治会では、そこの本町の崖が崩れることによる避難訓練もしたことがあったので、そんなふうに思いました。伝達方法というのは、非常にいろんな方法があって、今町長の答弁の中で電子媒体をとというようなこともありました。過去、何ていうんですか冬の暴風雪は何回か体験をしているので早い段階で広報車が走って、不要な外出はしないようにとか、それから天気図なんかも随分勉強させていただいたということがあったのですが、雨によるというようなことはなかなか体験をしないと、なかなか次の行動に移せないということもありまして、ただ今回は、そんな大きな住宅が浸水するとかそういうことではなかったのですが、この北海道における台風では、ほんのわずかな間でも、まさかその川がというような所もあったので、津別でも起こり得る可能性というのがあったのかなというふうに思っています。

それでいろいろ調べて、私なりに新聞を読んだり何かする中だったのですが、避難するときの避難勧告というのは町長が出されるのだと思います。その前に対策本部とかというのもできるのかなというふうに思いますけども、それで新しい今回のことで、まだ日本というか、自治体全部がしているわけじゃないのですが、この時点というか、ちょっとタイム何とかというようなことも書かれていました。この時点でこんなのを発令するというようなことだったのかなというふうに思うのですが、それらについては、二つ目にもなるのかなというふうに思いますけども、まず、準備情報というのがありますね、それから避難勧告、避難指示ということで段階があるみたいなのですが、今回大きな被害を受けていたところでは、その避難準備ということへの認識が甘かったために大きな被害というか、人的な被害があったというような報道がされているのですが、その辺のところ津別では一応マニュアルで、多分この段階で準備、次が勧告、次が指示ということが明確にされているのだろうというふうに思いますが、現状でどんなふうなことになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 避難準備情報等々、それから段々段階的に強い発令になってくるわけでありませけれども、この避難準備情報というのは、人的被害が発生する災害の可能性がある場合に、特に避難に時間を必要とする高齢者とか、あるいは障がい者の方などを配慮いたしまして、早期に避難準備をするよう呼びかけるものであります。

避難情報は、危険度合いによりまして避難準備情報、避難勧告、避難指示の順に段階的に発令しますけれども、それぞれの段階で住民の方が取るべき行動について、日ごろから広報などを通じてさらなる啓蒙を図っていきたいと考えているところです。

今回発令しました避難勧告につきましては、津別川が氾濫危険水位、いわゆる国土交通省のラインをパソコンで見ただくと赤のラインなんですけれども、これを一時的に超えまして、その後もちょっと下がった黄色のライン、氾濫注意水位、これを上回る状況が続いたために気象情報なども勘案して避難勧告を発令したものであります。

その前段である避難準備情報の発令はいたしませんでしたが、午後2時の段階で、警戒が高まった地域には戸別に電話あるいは訪問により自主避難所を開設していることを伝えていましたことから、実質的に避難準備情報となったものと思うところであります。

避難情報を発令する基準と時期につきましては、地域防災計画に基準がありますが、非常に抽象的な表現であるため、判断するための明確な基準づくりが必要であると認識したところであります。

また、災害は種類や発生の時間帯によりまして避難対応が異なるため、他の自治体の例や網走地方気象台など関係機関からの助言を求めて具体化していきたいと考えているところであります。

なお、先ほど議員からお話しありましたタイムライン、防災行動計画ですけれども、これも実は網走開発建設部と各市町村の首長が集まりまして協議をしたところであります。水防団待機水位というのがまずありまして、その次に、これは画面で見ますと緑のラインなんですけれども、その次が黄色いレベルで氾濫注意水位、その次が赤のラインになるちょっと前の避難判断水位というのがあります。そして赤の氾濫危険水

位ということで、段階的に津別の場合は何メートルに達したらここ、何メートルに達したらここということで、それぞれ設定されておりまして、ここの段階に来たらこういう行動を網走開発建設部、ここでいえば河川の関係でいけば北見河川事務所になりますけれども、こういう対応を取りますと。津別町はこういう対応を取りましょうと、それから住民の方たちはこういう対応を取りましょうということで明示されました。これを見習って、これをもとに今後対応してまいりたいなと考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） [登壇] 今回の長引く台風によっていろんな特集みたいな記事がすごく出されています。本当にどこでも起こり得るといえるか、そしてそれぞれのところがほとんどいろんな計画書ができているような担当者の話だったようにも思うのですが、ほとんどが想定外みたいなことと、つくってあるけれども実際にはそれに沿った何というか実施というか実施体験みたいなことができていなくて、その辺の判断も難しいというようなことがあるような記事を読みました。

それで私は、今回の津別町の対応については、一番やっぱり該当する人のところに戸別に対応していただくということがすごく安心感を持たれたということでよかったんじゃないか、件数も少ないので、ただ、住んでいる人はもっとたくさんいるし、その地域の人もいるので、そういうところにもやっぱりこの地域のここということができるのかどうかわかりませんが、本町と漠然と出たらどこだろうということになると思うんです。緑町は3と言えは少しは絞られたのかもしれませんが、ですけども、そこでただあまり外に出ないでテレビの画面を見て何とか情報というのが出て、どこどこってそれだけ見るということはやっぱり不安にもなるかというふうに思いますので、今回の対応そのものについては、それぞれの方に個別対応、それから広報車とか直接行ってみるというようなことで問題はなかったかと思います。

ただ一方、33軒だからであって、これが全町にまたがるようなことであれば、また対応の仕方が違ってくるんだろうというふうに思いますが、今回、何々市、何々町ってあっても全地域がなるということではなくて、やっぱり川のある周辺とかそういうことだったということだと思いますので、ハザードマップ等もつくられていると思いま

すので、それで例えば川だったらここでこういうようなことになるということがすべてでき上がっていると思うんですね、我々は、そういうことがいつも頭に入っているわけではなくて、自分の周辺がなるとそういうのはどうなんだろうというふうになるので、やっぱり全体の町民全部が心配にあるようなことは、例えば広報車がその地域に行くんじゃなくて、全体のことがもしできるのであれば全域でなくて、ここですかって、安心してということにはならないと思いますけども、自宅でそのまま待機していて十分ですよというのがあれば、なお親切かなというふうに思いますので、検討の余地があるのであればそういうところをいれてほしいと思います。

それと、さっき町長から話ありました避難準備情報については、そういう福祉施設だとか、高齢者だとか、災害弱者といわれるような災害があったとき、避難するときには支援を要するようなところということなんだと思います。これは準備ということだから、そのまんま準備というふうに受け止めていて、大きな事故につながったというようなことが話されていました。去年のテレビを見ていると、東京のほうでも八王子の担当者の人も出たのですが、準備情報で、読んで字のごとくぼちぼち準備をしようかなんて言っているような状況ではないというようなことで、こういう計画書の中の準備情報の規定というのでしょうか基準というか、そういうものを変えたんだというお話もありました。

それと岩泉なんかも、本当に時間が短くなかなかそういう準備情報もいかなかった、いっていてもどうなのかということもありますよね。ちょっと離れている所ですし、高齢者施設なんか昼間の対応と、それから夜の対応とでは人的には全然違うというようなこともあって、それが全部満足いくようにできるかという、これはなかなか難しいというふうに思いますが、そこも準備情報の認識の違いみたいなのがあったのかなというふうに思いましたので、読んで字のごとく段階があるということはわかりますが、そういうところを特に注意が必要とかいうようなものを一字入れておいて、迅速にもしそういうことがあった場合に被害を最小限に食い止める工夫というか、そういうものも今後に向けてしていただければなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） さまざまな避難準備情報だとか、あるいは勧告、指示という

ことがあります。これも津別では地域防災計画の中の本の中に避難対策計画というのがあります。これは皆さんも見ているかというふうに思いますけれども、この中で書き方として避難の勧告、指示という欄でいきますと、例えば勧告であれば実施責任者、これは町長ですね、そして措置は立ち退き勧告及び立ち退き先の指示というようなことがあって、実施するにあたっての基準の書き方なのですけれども、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特に必要があると認められるときということで、これどういうときなんだというのが非常にどの段階でというのが、次の指示のところもそうなんですけれども非常に判断に迷うところがあります。ただ、今回のように河川の部分についてはラインが示されていますので、何メートルに達したらこのラインですよ、このラインになるよというようなことがあって、非常に判断はしやすいのですけれども、これは吹雪の場合もありますし、地震の場合もありますしさまざまなことからいけばこの書き方というのは、こういう抽象的な書き方にやはり全体を見ればならざるを得ないのかなというふうに思いますけれども、これはやっぱりそれぞれの災害を想定して、特にせつかく開発だとか旧土現のほうで示しているラインがありますので、それを参考に動いていくということが必要かなと思います。

ただその中で今言われているのは、発令はしたけれどもなかなかいつも空振りに終わる場合、だんだん動いてくれなくなってきたという、またかというようなことで、これが一番怖いというお話もいろいろ承っているところです。

それからこの間、網走総合振興局の建設管理部も含めて津別のほうでいろいろ来たときに、特に副局長さんがお見えになって話をされたときに要望したのですが、これはなるかならないかわからないのですけれども、例えば今回避難勧告を出した津別川沿いの所なのですけれども、危ないと思われる所がここに監査委員の藤村さんもおりますけれども、そういう所が非常に人が住んでいますので、ちょっと心配なところがあります。計測器が、水位計が付いているのはそのちょっと上に行きますと、でてこいランドを過ぎてキャンプ場を通過して、まあある橋がありますけれども、そのちょっと上に除雪センターがあります、道の。そのすぐそばに計測小屋がつくられていて、そこで水位が計られているのですけれども、実際こちらの希望とすれば、本当は美園橋あたりに設置していただくと実態がよくわかるかなというふうに思っていま

して、何とか移設してもらえないでしょうかというお話もさせていただいているところですので、新設するのはなかなか難しいけれども、移設は可能かもしれないねというお話も伺っていますので、できるだけそういうふうな形になればなと思います。と言いますのは、危険水位というのは達しても実際に見に行くと目視で見ると大丈夫だなと、まだまだ大丈夫だなというケースが随分あります。町も見ますけれども河川の管理を委託されている地元の業者も見に行っています。同じような見解なのですから、ただ、音と流れが強烈なものですから、やはり心配は心配だというふうに思います。そんなこともありまして、できることを一応今回教訓にいたしまして道のほうにもお願いするところはお願いしていこうということで進めていますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今回のいろんな対応の方法については、今の答弁で一応わかりました。

さっき何回か基準を設けて、例えば避難勧告、津別町も避難勧告をしたけども現実には違う所に行かれた方もいらっしゃるようなのですが避難所に来た人はいないというようなことだったので、やっぱり個人的に自分の判断というのもたくさんあって、自分の判断がしっかりしていればいいのですけども、昨日、ちょっと美幌の知り合いの人に聞くと、前回も避難勧告出て今回は大丈夫かなと思ってなかなかやっぱり行かない人がいる、でも前回も行かなくてボートに乗って避難しなきゃならなかった人がいたので、そういうことがあるからとりあえず勧告が出たらまずは危ないと言われているんだから、そういうことは別としても行ったほうがいいのではないかというふうにその人とは話をしたのですが。それと、こういう一連の中で、我々はあまり災害の少ない地震にしても豪雪もありましたけども、雨で被害があった時期もありましたけど、総じて大きな人的なものがなく暮らしてきています。ですから、なかなかいろんなものにも書かれていてもそのとおりに動けるかどうかということがありますので、以前にも防災のときにお話ししたことがあります、やっぱり見直すというか救急の日とか防災の日とかには、やっぱり今年一年無事であったら無事でいいのですが、何か一つこんなことに気を付けてほしいとか、そんなようなことを広報でも防災担当のほ

うから何かに出してもらってもいいのですが、そんなふうにしていただければというふうに思います。

そしてさっきの避難所の話もありました。今回幾つか2次避難所変わっています。そういうのも何もないとなかなか見ない、そして覚えているという人が非常に現実には少ないです。ですから、担当の人とも話したのですが町が出している冊子にしているしごとでなくて次に出している、届け物を何すればいいとかいろんなことが書かれています。その後ろのページでも1次避難所はここですか、2次がこうとか、そして何かキャッチフレーズみたいなのがあれば、要するに今自分の命は自分で守らなきゃいけないとか、人に最低限、大きなときには自分だけが安全であれば、だれかのお世話にならないだけでも、それはある意味貢献したことになるというようなことを言われている人もいます。割と忘れがちであるので、常に覚えておけるように。一枚ぺらで変わりましたともらうと、その月だけで終わってしまうんですね。冊子の後ろなんかであれば、あれ結構いろんなこと大事なことたくさん書かれていますので、その後ろを見ればわかるように、そんなふうにひとつにいただければと思います。そのことで何かあれば答えをいただき次に移りたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 避難所の関係につきまして、今回避難所、自主避難所を2カ所設けましたけれども結果的に避難された方はおられませんでした。ただ、行政報告でもお話ししましたように北見にいる娘の所に行くだとか、それから町の住宅に住んでいるそちらの娘さんのほうに移って行ったというようなことが報告されているところです。

よその町では自治会が避難所を決める、役場のほうから言われたここですよということはそれはそれで提供できる所は町として提供できる所はこれだけありますと。この中から何々自治会はどこを選びますかという、そういうやり方をこれからしようとしているところもあるというふうに聞いてますので、それも何というかみずからが選ぶという意味でいいのかなというふうに感じたところであります。

それから、そういうものが固まってくれば、今あるところをもう一回見直しをして、災害も種類がさまざまなものですから同じ考えでいいのかなのかというのものあり

ます。先ほどちょっとお話し、佐藤議員さんのときにお話ししました岩手県の紫波町、そこに寄らせていただいたとき、海岸沿いのほうは随分やられましたけれども、そこも津別と同じで毎年だと思えるのですけれども2015年版の暮らしのガイドをもらってきました。その一番後ろにやはり避難場所が毎号必ず出ていますので、うちは確か載っていないかなと思ったものですから、もしかしたら載っているかもしれない、ちょっと確認しておりませんが、そういうこともいつでも目に触れるようなことを考えておくということも必要だなと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 次に移る前に今の話の中で自主的に選んでもらうという、今自治会ごとに自主防というのですか、そういう組織もいろいろ立ち上がってきているところなので行政だけでなく、やっぱり先ほど来言っているように自分の命ということであるので、やっぱり何でも言われたものにそのまま行くのではなくて、そういうところよりも近い自治会のここがいいというのものもあるかもしれませんので、そういうようなことを投げかけていくとさらにそういう防災に対する意識というものも変わってくるのかなというふうに思いますので、ぜひそういうお話をその担当の方で積極的にされていって、でき上がっていくようお願いをしたいと思います。

同じ防災に関してなのですが、学校としてどうなのかということで次に質問をしていきたいと思っております。

まず、小中学校における防災教育の現状と合わせてこういうものもあったらいいかなというようなことで思ったのですが、ジュニアリーダーを子どもたちを防災に対する専門的な知識をちょっと覚えてもらおうとか、そういうようなことがほかにあるのかなというふうに思いますが、ジュニア防災検定というのが実施されていて取り組んでいるところもあるように聞いています。それで、そういうことがどうなのかということと学校自体の防災に対する、もし通学、学校の時間中に起きた場合の何かマニュアルみたいなものが作成されているのかどうか、合わせて学校の中の範囲、まずその点をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君）〔登壇〕 ご質問をいただきました1点目ですが、これまでの小中学校における防災教育の現状についてお答えをしたいと思います。

2011年（平成23年）3月11日の東日本大震災より以前の学校での防災訓練ですけれども、火災避難訓練が一般的で、校舎火災を想定し学級単位で素早く校舎を離れ身の安全を確保することを目標に、消防の指導協力を得ながら実施してまいりましたが、東日本大震災の大津波災害以降、春と秋の火災を想定した避難訓練にあわせて、地震や津波についての理解を深め、地震・津波発生時の行動について考え、それに備えるための防災に関する学習活動を本町の小中学校においても取り入れております。

指導資料におきましては、北海道教育委員会が平成23年10月に作成し、学校に配付されております「学んDE防災」〈地震編〉ですとか〈津波編〉、これの小学生用、中学生用を活用しております。手元にありますこのような資料を使って学習を進めております。

災害は小中学生が学校にいる時間帯に発生するとは限りません。万が一の災害発生時、まずは自分の身は自分で守る行動がとれることを最重点目標としております。今後も防災教育に関する情報や資料の収集に努めて、機会あるごと校長会、教頭会等で周知し、各学校での創意工夫を生かした防災教育それから安全教育の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、「ジュニア防災検定」についてですけれども、東日本大震災で子どもたちや教職員が多数犠牲となる悲劇、それから今後予想される首都直下地震や南海トラフ地震をはじめ、さまざまな災害から子どもたちの命を守るためにも防災教育の推進が急がれると、そういう見地から、平成25年3月に設立されました「一般財団法人防災教育推進協会」が主催する検定であり、目指すところは①日ごろから災害に備えた知識の準備、②災害時に自分の命を守るための適切な行動力の育成、③ひいては、未来をつくるひとりとして防災・減災のために何ができるかを考える力を育成するもの。というふうに理解しております。

防災に関する知識を豊かにし、自分の命を自分で守る自助の精神の徹底、さらにはともに助けあふ共助の精神につなげる理念について共感するところであります。

「ジュニア防災検定」のような子どもたちを対象にした防災知識の普及や充実を図る仕組みや制度の検討が必要なことを十分承知してはおりますが、私はまず義務教育の段階においては何事も基礎基本の精選と徹底に努めることが最優先課題と考えております。繰り返しとなりますが、災害は小中学生が学校にいる時間帯に発生するものというふうには限りません。万が一の災害発生時、まずは子どもたちが自分の命は自分で守る行動をとれること、自分の命を自分で守る自助の精神という基礎基本の徹底を最重点と確認して各学校での創意工夫を生かした防災・安全教育の推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、現状についてお聞きしました。私も小中学校のころは多分学校の中の火災が起きた、ここから火が出たからというようなことでグラウンドに出る訓練をした記憶があります。これはやっぱり学校の火災以外には東北の3.11以降言われることで、子どもに被害が大きかったところと大きくなかったところ、大人の口から言われてきたことが子どもに受け継がれている、それがすべてではなかったかもしれないのですが釜石では地域的に子どもたちが助かり、方言で当時、新聞にも出ていたかと思うのですが、より高い所、高い所に行きなさいみたいなことをおばあちゃんの方言わずって言われていた子は学校の山というか高い所に逃げていた。残念ながら大川小学校がそういうことをしていなかったかどうかは別なのですが、私も大川小学校に二度ほど行ったことがあります。立ってみると、グラウンドの向こう側にちゃんと高い山というかあるのにどうして行かなかったんだろうというようなことを感じるような、そういう、そして学校がそのまま今も残っていて、ここまで水が来たんですと。多分、津別小学校でいうと築山ぐらいの距離に山があるのに、そこの判断が大丈夫というふうに多分思ったのだろうというふうに思うのですが、そんなようなことで、それも全然学校がどうこうということではないのですが、ずっとおばあちゃんやおじいちゃんのと看から津波が来たら、とにかく高い山のほうに逃げて行くんだよってというようなことを言われてきているのが、何かよくわからないのですが釜石のほうだったみたいなことで、そこの奇跡的に助かった、一方の学校はたく

さんの犠牲者を出したみたいなのが書かれていて、いつどこでどんな形の災害が起きるかどうかわからないということで、あると勉強にはなるのですが、これが全然ないと、やっぱり 3.11 がないといろんなことを考えなかったんじゃないかというふうに思います。

それで、学校の体制と最後のほうにもう一つ言っていたのですが、学校の中に防災に対する何かマニュアルみたいのができていて、もしあると学校が避難所になったりするケースが多いと思うのですが、そういうもし学校が避難所になった場合、さっきの教育とはちょっと離れるかもしれないのですが、そういうものは現時点でつくられているのかだけ教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 災害発生時、教職員がどのような行動をとるのかという部分についてのマニュアルは準備しております。台風、暴風雪それから大まかにではありますけれども火山噴火ですとか、そういったものを各学校で災害時教員はどういう行動をとって子どもたちをどう守るかというものについては準備しておりますが、それをもとに子どもたちをどう学習させるのかという部分についてはまだ準備はできていないと、これからの防災教育の課題であろうなというふうに思っているところであります。

それから、学校が避難所になるということを想定しております。学校にそれぞれ災害時の備品ですとか、それから災害避難所を開設するときのマニュアルというものは役場の担当部署のほうから作成したものを学校に備えて準備して備えているところがあります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9 番、篠原真稚子さん。

○9 番（篠原真稚子さん） [登壇] それぞれマニュアルがあって、使わないで済むのが一番のことなのですが、3.11 にかかわった人と、それから校長先生がいろいろな学校が避難所になったときの、そこで対応された校長先生のお話とかというのでも聞いたりして、やっぱり統率するとかそういうところにあるので、一般の人よりもいろいろ素早く指示等ができるから、その働きは非常に大きかったというようなお話

も違うもので読んだので、そういうものに沿って、もしそういうことがあれば有事があったときには、ぜひマニュアルに沿ったというか、あまりがちがちじゃなくて状況が常に変わってくるかと思いますが、それを参考にしながら今のある体制のもので、それと、そのまんま閉まっておかないで何かの機会に、そういうようなことを先生方もそれから子どもも含めて、津別町における何というか災害時の学校はこんなふうにしていますということになれば、やっぱり学校の時間帯であれば親も安心をするかもしれないので、そういうことも含めてそういう情報があるとか、安心してもらうためもあるというような出し方も必要かなというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次、もう一つなんですが、同じ学校の子どもに関することなのですが、津別では合宿登校というのもしているのですが、最近の子どもたちのことなのですが、子どもたちに、これは全員ということはすごく難しいと思うのですが、今キャンプをしながらとか、いろんな野外活動をとおして炊き出しをしたりするようなことを体験している子どもたちもかなりの人数いるのかなというふうに思いますが、学校がそうなる場合が多いということも含めて体育館なんかで最上級生なにかに炊き出しだとか、それから簡単な子どもでもできる救護法というのでしょうか、そんなような実際に体験できるというか、学べるという場なんか学校にあったらいいんじゃないか、学校の施設を利用して、どこが呼びかけるかというのもありますけども、さっと指示ができて行きわたるのが早いかなというふうにちょっとその辺のところは単純に考えたのですが、そういう体験も場合によっては必要ではないかというふうに思います。子どもたちは津別を離れていきますので、どんなやっぱり災害に遭ったりするかもしれないので、基本的なことはここの義務教育の中で学んで巣立っていけたらなおいかなというふうに思っていますので、というところで質問しましたのでよろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 生徒が学校に宿泊して炊き出しや救護の体験訓練を実施するということについてであります。災害を想定して教育課程に位置づけた災害想定学校の宿泊訓練、それから避難所設営や炊き出し、停電を想定した暗闇での非常食

による夕食、保護者への引き渡し訓練等の実践例がこれは実際はございます。ただ、多くの場合、学校や学年の総合的な学習的な時間といたしますけれども、年間70時間あるのですが、その1年間の一連の流れ、総合的な学習の時間の流れの一部に防災キャンプのような宿泊体験が組み込まれての実践というふうに押さえております。

ですから、防災キャンプを学校単独に実施するという事は先ほど私も述べました精選した基礎基本の徹底というよりも、どちらかといいますと応用、知識の活用を応用するといったより現実的、実践的な活動になるというふうに考えます。

したがって、学校の教育活動としての実践とすることよりも、地域それから町内会単位の防災訓練に例えば家族ぐるみで参加をして被災者、被災した地域住民の一人として子どもたちも中学生や高校生、大人と一緒に避難所の運営に参画する体験ができるなど、そのような大人と一緒に避難所の運営に参画する経験ができるように支援するなど、教育委員会としても防災担当部局、それから町内会等地域の自主防災組織と連携して、地域を担う若者を育成するという観点から津別町の地域防災計画の充実のために参画をしていくことが重要というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今の教育長の答弁で学校としての考え方というか、すべての人たちが参加しないと確かに意味のないことなのかなというふうにも思っています。小さい単位で即体験ができるのは、まず教育機関の学校かなというふうに思ったのですが、もちろん子どもだけではできないということもありますので、町内会というのだろうか、自治会でそういうふうに賛同してくれるような人がいて一緒にやるということはさらにいいかなというふうなことで、私、まずだれかがどこかでそういう体験とか実施しないと、なかなか進んでいかないし見えないというようなこともあるので、こういう年間授業の中でカリキュラムが決められていて防災キャンプみたいなものも授業内容というのですか、そういうものにあるのであればやりやすいかなというふうに思っているところなのです。

それと学校ということではないのですが、最近家族の構成がすごく変わってまして、やってみると、きっとペットとか連れて来るんじゃないかと思うのですよね。わから

ないので、結構連れて歩いている人とか、買い物に来るときも車の中に乗せているとか、そういうようなのを目にするので、人間だけが逃げれば良いということでももしかするとないかもしれないというようなことで、これは学校だけじゃなくて全体的なことになるかもしれないし、今後の課題なんじゃないかなというふうに。それは最近会った人の中で、これ携帯電話の写真で子どももお孫さんもない人が、このぼくちゃんを見て下さいってこうやって出しているんですよね、何を出しているのかなとふとのぞくとワンちゃんだったのですね。そういう人はきっと自分だけ逃げないで連れて逃げなきゃということで、何かさっと行けないで、それとどこに連れて行こうとか戸惑ってしまうんじゃないかというふうに、そのときにちょっと感じたので、そうするとそういう人と一緒にいるのが嫌だという人もいるかもしれないし、すごく難しい問題なのですが、生きている命のあるものなので、そういうようなところも大切にするというのは、子どもが大人になるというか、人とか生き物とか、そういうものを大切にしていって心育てる上でも大変重要なことなんじゃないかなというふうに、ちょっと反れたかもしれませんが、そういう家庭が多くなってきて、これはどこかで考えていく必要があるのではないかというふうに感じましたので、今の質問の中に加えておきます。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 防災教育というジャンルにつきましては、非常にこれからのジャンルでありますし、これからいろんな実践が学校教育の現場、それから社会教育の現場、地域防災の現場でなされてくるものだというふうに思っております。それぞれが単独で実施することもあれば連携して行うこともあると思います。その部分、単独ではなく、できるだけ連携した実践が必要だろうなと思います。その中でしっかり繰り返しになりますけれども、教育委員会としては地域を担う若者を育成すると、そういう立場から地域防災のために参画していきたいというふうに思っていますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 先ほどの町のほうとそれから教育委員会が津別町の防災教育というか防災に対する考え方は述べられていて、そういう方向で進ん

でいていただきたいと思います。

最後に、それぞれいろんな新聞各紙等を読んでもいろんなものをつくっているけども、なかなか現実的に一回やってみるとどの点が足りなかったのかとか、そういうことが心配であるというような担当の人の話もあります。いつも何か起きると想定外であったみたいな話なのですが、今いろんな情報がたくさんあります。本当に考えていけば想定外という言葉は調べればあまりないのかもしれないのですが、相手は自然ということなので非常に難しい問題がきていると思いますが、そういうことで津別町は町民が一丸となって、災害には強い町を目指しているんだみたいな、そんなことがちょっと発信ができればいいんじゃないかなというふうに思って、今回防災の質問をしましたので今後その点に対してよろしく願いいたします。

なければ終わりにします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 6分

再開 午後 2時 20分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました内容について考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

先ほど、篠原議員のほうからも災害においての話がされておりました。まさにいつ起きても不思議でない今日の異常気象に対する備えとして、家畜を営む方々にとっては発電機は欠かせない備品となっております。畜舎全体が電気で管理されており、電気が止まれば酪農業においては、牛乳を冷やすバルククーラーが機能せず、牛乳の品質が落ち廃棄に成りかねないこと。

また、搾乳機が使用できなくなり搾乳ができないことから乳房炎を発症する恐れが

生じます。

また、肉牛、育成牛を扱っているところについても、水道パイプはすべて電気での凍結防止となっており、冬期間の水道凍結が非常に危惧をされております。

これらのことから、停電に即対応できる対策として発電機の備えが重要でありますことから、町として発電機の購入に対する支援策を考えるべきではないのかなということから質問をさせていただきますので、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 村田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 家畜を扱う農家に対して発電機、配電盤の設置の支援についてであります。畜産農家が家畜を飼養管理するために、電気と水が必要不可欠であることはよく承知しているところです。特に、酪農家では、搾乳時の機器の使用や牛乳を冷却保管するバルククーラーの使用に電気が必要でありまして、停電が長引くと牛体と牛乳の品質保持に影響が出てまいります。

先日の台風の影響で簡易水道が一部断水となりましたが、その地区の畜産農家から断水時の対応と、停電になった場合の対応として発電機の購入に対する支援希望の話がありましたが、そのようなことから今回のご質問であると思います。

発電機の購入支援につきましては、過去に補助事業として畜産リース事業に発電機が対象となっていました。希望する農家はなく、これまで町の単独事業として実施することについて、JA、酪農振興会、肉牛振興会からの要望はありませんでした。

これは、これまで全町的な大規模な停電がなく、あっても短時間で復旧し、また、倒木等による停電が地域的に限られていたことから、特に発電機に対する需要がなかったものと思われまます。

平成4年の台風の影響から、発電機を購入した酪農家もいましたが、実際には購入後一度も使ったことがないと聞いているところです。JAでも、過去に暴風雪による道路閉鎖の影響で牛乳の廃棄はあったものの、停電による廃棄は記憶にないと言っております。

また、ホクレンが平成24年に補助事業として発電機器の購入・設置を実施しました

が、本町での希望はありませんでした。

現在ある補助制度としましては、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわゆる通称畜産クラスター事業」と言われておりますけれども、この中で発電機・配電盤が対象になっていますが、これについても希望する農家がないのが実情であります。

近隣市町村、これは美幌、大空、北見市でありますけれども、ここにおきましても、J Aを含め単独の支援事業はありませんが、酪農地帯である佐呂間町では、同様に単独の支援はないものの20戸から25戸が発電機を設置していると聞いているところで

す。また、興部町と雄武町では、北オホーツク農協が独自で平成27年度から第4次農業振興計画に災害支援対策として、発電機の購入・設置に対し機器本体分のみ3分の1、100万円を上限として支援制度をつくりましたが、この際に町に対する支援要請はなかったと聞いているところです。

議員におかれましては、今回、J Aつべつに対しましても支援要請を行ったと聞いておりますけれども、J Aでは酪農、畜産農家の発電機の整備状況を確認すると回答したようですので、毎年10月上旬に開催されますJ Aとの意見交換会において、この問題について協議をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] 今町の考え方について答弁をいただいたところがあります。答弁内容からすれば、それぞれ各市町村の実態とか、あるいは過去の補助制度、こういったものが主でなかったのかなど。さらには、この後、10月に開催されますJ Aとの意見交換会においてどのような方法がいいのか、今後協議をしていくという、こういう内容ではないのかなというふうに感じているところでありますが、そこで、ちょっと実態について何点か話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解を願いたいと思っております。

家畜を営んでいる方すべてに聞き取りをしたわけではありませんが、やっぱり停電で一番心配されることは、搾乳ができなくなることやタンクの保管も二日分というふうに聞かされております。二日に一回タンクの牛乳を収集車が来て回収をしていくと

いう、こういう状況であるということも言われております。こういったことから、確かに今過去の災害状況も含めて話がありました。確かに今まで長引く停電というのは正直言って経験したことがないというのも、その聞き取りの中でも言われておりましたのも事実であります。

しかし、先ほど言いましたように、やっぱり今日の異常気象、あるいは9月8日の台風による大きな被害、隣の地域、清水、士幌のほうで大きな被害が出ています。一步間違えばこちらのほうにも来る可能性はなかったわけではありません。そういったことから、やっぱりそういう災害を想定したときに停電が長引くということになれば、当然この二日間のタンクの保管も停電が長引くと、やっぱり保存が不可能になり廃棄になるという、これは当然あり得ることです。

また、搾乳が当然ストップになりますから、先ほどの説明の中でも申し上げておりますけども乳房炎を引き起こすことにもつながるといいます。仮に乳房炎を引き起こしますと、当然出荷はできませんし、治療にも多くの日数がかかる。場合によっては、これは過去にどういうことがあったのかちょっと調べてみたのですが、過去にも乳房炎によって牛を死亡させるという、こういうこともあったようであります。ですから、そういった状況がやっぱり出てくるという、こういったことも聞き取りの中で知ることができました。

とりわけ、畜舎全体が電気で補っておりますから、これが止まると非常に大きなダメージにもつながりかねない。そういったことがやっぱり万が一の停電に備え対策することも重要ではないのかなと。ということから、やっぱり町としてそれなりの応援が、支援が必要ではないのかなということ考えますので、もう一度またお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 牛の状況に関しましては、かつて私も職員のころ、畜産係にいたこともありますので内容はよく承知しているつもりであります。やはり、今制度的に補助制度が現存しています。畜産クラスター事業は、去年から始まっているかと思いますが、名前が変わってきていますけれども、俗に畜産クラスター事業ということで、確かに枠はあるのですけれども、制度として今ありますので、その制度に

できることならやはり手を挙げていただければというふうに思います。単独でいくということに検討するにしましても、まずは負担金をとるか手数料をとって運営している農協そのものがどういう対策をとっていくのかというのが一番大きなところだと思います。そこがこういう考えでいくけれども町としての支援といえますか、そういうことはどうなのだろうかということがまだ今までありませんので、そこには農協も負担が出てきますので、そういうことは理事会などできちっと話されると思います。そういったことの上で、町に要請活動があった場合は検討することに、出す、出さないは別ですけれども、検討することになるのではないかなというふうに思いますので、まずは農協そのものが自分の傘下の中の組合員さんたちがどういう希望を持って、どういう状態にいるのかというのを把握していると思いますので、その上でのご意見をとおして話し合ってみたいと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] 今町長のほうから今後の農協さんにおける、そういったいろんな支援対策、いろいろな取り組みの中で協議をしながら、そして町のほうにきちっとそういう支援策があれば検討したいという前向きな答えですから、あまり私もこれ以上どうのこうのということはありませんけども、ただ、聞くところによると、確かに支援事業でもいろいろあります。過去にも節電対策という形の支援対策もやっぱりやってみたいです。しかし、節電対策をやったときには、一人の手も挙がらなかったということもこれは言われております。というのは、節電対策の助成ですから発電機を購入しますと通常の北電からの流れでなくて、やっぱり発電機を中心に使わなければならない。そうすると燃料代とかいろんなコストの面で、購入してもなかなか利益の部分で厳しい状況が生まれるのだよねという話で、なかなかそれには乗れなかったという話も聞かされております。それらの支援については何かいろいろあるみたいであります。ここは、このあと私自身もどういった支援策があるのか、さらにつぶさに調べてみなきゃならないのかなというふうに今感じているところでもあります。

ただ、例えば、これは参考までに申し上げますと、発電機を例えば準備するのに、それぞれの経営規模にもよりますけれども、どれだけの経費がかかるのかなというこ

とで私自身もちよっと調べてみました。品名については、これは別といたしまして、大体通常一般家庭では30キロワットと言われていますが、やっぱり酪農業、そういう畜産を扱っているところについては、非常にトン数が平均40から50、多いところでは60トンと言われていました。当然絞る機械と、それから冷やすクーラーとかいろんなすべてが整っているわけでありますから、最低でも50ワット以上の電源が必要だよということでも言われております。そうなれば、形式的にはSPG60Sというのがありまして、これが大体220万ぐらい、それからその上の同じくSPG100Sで大体280万、このぐらいかかるよというふうに言われています。さらに発電機だけでなく、発電機を備え付けるということになれば北電との切り替えに配電盤が必要になります。配電盤についても工事含めればやっぱり10万以上かかりますねという話もされておりました。そうすれば、やっぱり取り付けるとなれば約200万から300万ぐらい、このぐらいはかかるのだらうなということになれば、金額が高額ということから、なかなか購入まで至っていないのが現状なんだよねという話もされておりました。まさに先ほど町長のほうからも言われたように、過去の災害状況を見ても年に何回使うのかというのがあります。一度も使わなかった場合もあります。そういったことも含めて話がされました。

ただ、今回の台風によって行政報告にもありましたが、突風によって小屋の屋根が飛んで電線を切断しました。このときに停電になった所については、短時間の停電で済んだからいいのですけれども、夜遅かったものですから時間を図りながらこうしたときに、もうそろそろこれ以上停電が続くと大変なことになるなど。それで、たまたま家畜を飼っている所の酪農家についてはトラクターのPTOを、要するにトラクターのジョイントで回して発電をするという。これを持っていたから、それにトラクターに備え付けて、そろそろ発電をしようかという、こういうときに電気が回復して難を逃れたという、こういうことも現実的に今回の停電の中でも言われておりました。

ですから、そういったところを含めて、やっぱり高額な中でなかなか設置したくても設置できないという、こういう状況がありますから災害に即対応できる形をつくることも、私はやっぱりこんなことを言ったら失礼かもしれませんが、町の責務ではないのかなというところも含めて思いますので、もう一度、同じ回答になるのかな

とは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町がこういう支援制度をまた単独だとか、あるいは農協と一緒に進めるという、仮にそうなったとしても、いわゆる行政ですので、国のように何々省、何々省というところを全部総まとめのところでは役場が運営されています。したがって、この制度化しようとなったときに、それでは中小の工場に電気が止まったときに、それに対する支援はどうしたらいいのだろうかとか、さまざまな関連事項がこれに限らず、農業分野だけでなく出てまいります。

そういったことも含めて、ここだけをやるというふうにしたときに、ではほかはどうするのかというバランスとか、そういったものを検討の中に入れてはなりませんので、農協と、まず農協はどういう考えでいくのかと。それは畜産農家のほうから、それぞれ振興会等々ありますので、いろいろ要請されている部分があると思ひますので、そこに対して理事会等でどうしてお考えを持っているのか、それを聞かせていただきながら、できるかできないかを進めてまいりたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] 先ほど町長も過去に畜産課にいたということで内容については十分承知しているというふうに私も理解しますから、先ほどから回答の中でもこの後の農協さんとの懇談会、こういったところで内容を受けながら協議をしていきたいということでもありますから、ぜひその方向でお願いしたいということで、とりわけ家畜を扱う方々にとっては電気と水が不可欠であります。先ほどから言えますように畜舎全体が電気で管理されておりますから、電気が止まればどれだけ大きなダメージを受けるかということは、これは皆さんもご承知のことと思ひます。いつ起きても本当に不思議ではない今日のこういう状況の中で、備えとしての欠かせない発電機、これは重要な備品ではないかと私は思っているところであります。

そういったところから今回質問したところでありますけれども、10月の早い時期に町と農協さんとの懇談会がもたれるようではありますが、その際、どのようなことが農協さんから提示されるかわかりませんが、ぜひ町としてもどのような方法がいいのか、例えば発電機の支援が難しいのであれば、町が一定程度の発電機、これは災害に対す

る活用できる発電機、いろんな活用ができると思います。そういった部分から数台の発電機を購入して貸し出しする方法もあるのかなというようなことも思いますから、ぜひ今後そういったことを踏まえながら農協さんとの協議の中でいい方向に向いていただくことを最後に申し上げて、私の質問は終わりたいと思います。

大変どうもありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 大変難しい問題を投げかけられまして、発電機につきましては例えば役場が用意するといっても、今持っているのは1台ございます。これは下水道で何かあったときに大変なことになりますので、それに対応するものは持っておりますけれども、行政報告の中でもお話ししましたように、樋門を閉じたときに大変な状況になってきますので、今回も発電機をリース会社等々から4台配置するのに非常に手間がかかったと言いますか、夜中に設置するとようやく手配ができて、そういう状況になっています。1回やっぱり100万円を超えるような人件費等々も入れると、そういうような請求もきているわけですが、これを将来ともどもまた同じように求めていくのかというと、ちょっと現実的ではないなという今回の反省点もありますので、電柱をつけて、そこから引っ張るような形をとったほうがいいのか、もしそうやれば、また電気代が年間4カ所で100万円くらいかかるということもあります。そういうことを選ぶのか、あるいは、早目にリースをして、ずっと置いておいたほうがいいのか、あるいは、こちらで用意をして買ったほうがいいのかということも含めて、実は来年の予算編成の中でコストパフォーマンスも考えながらやっていこうというふうに考えていますので、畜産だけ対応のために発電機を、それでは一体、今確か25戸ぐらいあると思いますけれども、それだけ用意するということはちょっと困難な状況でありますので、現実的な話を農協といろいろできること、できないこと含めて協議をさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎同意第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、同意第2号 津別町教育委員会委員の任命について

てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） それでは、ただいま上程となりました同意第2号 津別町教育委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。

現津別町教育委員会委員 迫田浩司氏は、本年9月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、後任の選任をいたしたく議会の同意を求めるものでございます。

候補者としましては、引き続き、議案書に記載の津別町字大昭にお住まいの迫田浩司氏が適任であると判断いたしましたので、議会の同意をお願いするところでございます。

なお、任期につきましては、平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4年間となりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎承認第11号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度津別町一般会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(伊藤泰広君) ただいま上程となりました承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度一般会計補正予算(第2号)について)説明いたします。

専決の理由につきましては、専決処分第12号に記載のとおり台風7号によってもたらされました大雨や強風等への災害対策に対する費用について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ437万7,000円を追加し、予算の総額を54億1,749万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、これから説明いたします補正内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理し、第1項の補正額及び予算総額とするものであります。

資料の事項別明細書、歳入を説明いたします。3ページから4ページをご覧ください。今回の補正予算におきましては、特定財源がありませんので、すべて一般財源の対応となります。款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金で対応することとし、補正総額と同じ437万7,000円の増額となるところです。

次に、歳出ですが5ページから6ページをお開きください。まず、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費ですが、簡易水道事業特別会計繰出金としまして82万9,000円の増額です。詳細は、この後の簡易水道事業特別会計の予算補正でご説明となりますが、簡易水道に係る台風災害について復旧する費用の一般財源分となります。

次に、款9消防費、項1消防費、目2災害対策費ですが、防災対策経費といたしまして354万8,000円の増額となります。内訳としまして、職員手当等は、職員の時間外手当として89万1,000円の増額です。需用費は、土のう袋や飲料用水の袋の消耗品で43万1,000円の増額。待機職員の食糧費等で食糧費として9,000円の増額、上里の町民の森自然公園散策路木道の復旧の修繕料として20万1,000円の追加となります。役務費につきましては、森林学習展示館の漏電復旧に係る手数料2万円の増額です。委託料は、即時処理業務といたしまして網走川の堤防に設置しております樋門付近の排水施設設置費用と、各町有地や町有施設に係る倒木処理の費用で138万円の増額と

なります。

続きまして、8ページになりますが、使用料及賃借料は、先ほどの森林学習展示館の漏電に係る高所作業車の車両借上料の9,000円の増額です。工事請負費ですが、これは一般廃棄物最終処分場内の雨水溝からあふれた雨水によりまして壁面の土砂流出に対する復旧工事としまして10万7,000円の追加です。補償補填及賠償金は、町有地内の倒木によりまして民家の物置等に損害を与えたことに対する賠償金として50万円の追加となります。

以上、内容の説明といたします。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第12号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事(竹内秀行君) ただいま上程となりました承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(専決処分第13号 平成28年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について) ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、台風7号により大雨等災害に係る災害復旧費等の補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためです。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ3,932万9,000円を追加し、予算の総額を8,032万9,000円とするものです。

補正内容につきましては、歳出からご説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11需用費にて修繕料76万7,000円の追加となります。これは、大昭地区の漏水修理によるものでございます。

款3災害復旧費、項1簡易水道施設災害復旧費、目1簡易水道施設災害復旧費については、9節旅費が災害申請等により6万2,000円の追加。13節委託料は、災害復旧設計業務で600万円の追加。15節工事請負費については、相生地区美都瀬橋付近の網走川伏せ越し部分における水道管漏水復旧の本復旧として3,000万円の追加、仮復旧工事として50ミリの配水管2本を美都瀬橋に仮配管いたしましたので250万円の追加となります。

3ページ、4ページ、歳入にお戻りください。款3繰入金につきましては、一般会計繰入金で一般財源分82万9,000円の追加となります。

款5町債につきましては、目1災害復旧債で3,850万円の追加となります。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

第2条、地方債補正の第2表につきましては、補正後の限度額を3,850万円とするものです。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第13号

○議長(鹿中順一君) 日程第9、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度津別町一般会計補正予算(第3号)について)を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(伊藤泰広君) ただいま上程となりました承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度一般会計補正予算(第3号)について)説明いたします。

専決の理由につきましては、専決処分書第14号に記載のとおり台風9号及び台風11号による大雨等の災害対策及び被害に対する復旧の費用につきまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとしまして8月20日付で専決させていただいております。

それでは補正予算の条項をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ9,488万8,000円を追加し、予算の総額を55億1,238万4,000円とするものであります。

第2項及び第2条につきましては、後ほど説明させていただきます。

資料の事項別明細書について歳出より説明いたしますので、5ページから6ページをお開きください。款9消防費、項1消防費、目2災害対策費ですが、防災対策経費といたしまして347万円の増額となります。内訳といたしまして職員手当等は、職員の時間外手当としまして152万4,000円の増額。需用費は、ブルーシート購入の消耗品10万8,000円の増額、災害対策待機職員等の食糧費3万4,000円の増額となります。委託料は、即時処理業務といたしまして網走側堤防の樋門付近の排水施設設置費用として176万1,000円の増額です。使用料及賃借料は、これは自家水が故障したものに対しまして緊急措置としまして公衆浴場を無料使用してもらうもので4万3,000円の追加といたしました。

次に、款11災害復旧費ですが、全体で9,141万8,000円の追加となります。項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は、補助の現年災害復旧事業といたしまして町道3カ所分、工事請負費ほか全体で2,003万8,000円の追加となるところです。

7ページから8ページをお開きください。単独の現年復旧事業といたしましては、道路12カ所分の工事請負費1,965万6,000円の追加となります。続きまして目2河川災害復旧費は、補助災害復旧事業といたしまして河川2カ所分1,200万円の追加となります。項2農林業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費は、単独の現年災害復旧事業といたしまして明渠4線の土砂上げ、3線の倒木処理及び牧場内のパドック整備3カ所に係る重機借上料といたしまして360万円の追加。工事請負費としまして鹿柵の補修工事5,000メートル分を計上していますが2,214万円の追加となるところです。目2林業用施設災害復旧費は、9ページから10ページをお開きください。単独の現年災害復旧事業となりますが、風倒木の撤去や側溝の土砂上げの委託料としまして280万円の追加、大栄線林道の法面崩落の復旧工事費といたしまして250万円の追加となります。項3その他の公共施設災害復旧費としましては、河岸公園の河岸の流出に対する復旧工事費といたしまして648万円の追加。それから、上里町民の森自然公園の人道橋、これの復旧工事費といたしまして220万4,000円の追加となるところです。

次に、歳入の説明となります。3ページから4ページをお開きください。款13国庫

支出金、項2 国庫補助金、目3 土木費国庫補助金といたしまして、道路災害復旧事業につきましても、工事費を対象事業費としまして工事費 1,450 万の3分の2、966 万6,000 円の追加となります。河川災害普及事業につきましても、工事費用を対象事業費といたしまして、900 万円の3分の2、600 万円の追加となります。

款18 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金につきましても、一般財源分といたしまして前年度繰越金 2,132 万2,000 円の増額となります。

款20 町債、項1 町債、目6 災害復旧債につきましても、おのおの現時点で見込まれることができる起債をすべて充当しております。公共土木施設災害復旧事業につきましても、補助分として道路分及び河川分合わせまして 780 万円の追加。単独分につきましても道路と河川合わせまして 2,560 万円の追加となります。農林業施設災害復旧事業につきましても、すべて単独事業の60%充当率として起債となりますが鹿柵補修分を農業施設災害復旧事業として 1,430 万円の追加、大栄線林道法面復旧工事分の林業用施設災害復旧事業として 160 万円の追加となります。

その他の公共施設災害復旧事業は、河岸公園と町民の森自然公園の復旧事業分といたしまして 860 万円の追加となります。

これらの起債に関しましては、今後の査定等により一般財源に充当する場合がありますことをご承知ください。

それでは、補正予算の条文にお戻りください。第1条第2項の第1表につきましても、ただいま歳出、歳入で説明いたしました内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額は第1項の内容のとおりとなるところです。

第2条の地方債補正は、第2表のとおり各事業ごとに5本の起債の追加をお願いするもので、起債総額は7億140万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算に計上した起債と同様となります。

以上、内容の説明といたします。ご承認をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 6ページ、防災対策費、職員の手当で時間外が 152 万4,000

円計上されております。この時間外の仕事の内容といたしましては、現場出動やそれから避難所の設置、情報伝達等の仕事があるのかと思いますけれども、そこで、いつ次の災害があるかわからないので緊急性があると思って、ちょっと今お聞きしたいと思うのですが、情報の伝達手段につきましては、先ほど町長、ホームページ等見ても、電子配信のものに関して、まだ情報不備があるかなというようなお話は、さっき篠原議員の一般質問にされていましたが、私も「緑のふるさと」開いて、防災メニューや避難所といったところを見ております。避難所に関しては、活汲小中学校、それから本岐小学校の統廃合に伴いまして拠点避難所が本岐以降相生の所が今まで本岐小学校だったのが、津別高校に拠点避難所が変わりました。それから、活汲につきましては、トレーニングセンターに変わりました。恐らく拠点避難所にあった備品等も移動させたものと思いますが、それをなされているのか。

それからキャパシティの問題なのでありますが、津別高校には非常に多くの人たちが避難対象者になりました。キャパシティとして足りるのかどうか。それから避難された際の備品は十分足りているのか、それともう一つ、恐らく相生から本岐の間の住民の方には、今度こういうふうになりましたという説明はなされていると思いますが、逆に統合される側の共和地区の方にとっては、聞いてないというふうにも直接現場で話はそういうことになると思うのですが、共和側の方は例えば今の拠点避難所に関しては、自治会の中で話し合いをしているかもしれません。そこへ突然別の方が来て、打ち合わせをしていない人たちが入って来て混乱を招くと困ると思いますが、共和側のほうにも伝達をしているのかどうかお聞きしたいなと思います。

それから、もう一点、情報の伝達方法といたしまして今言ったように電子メールのほうはあるんですけども、実は津別町のパソコンの普及率は恐らく6割弱だと思います。パソコンを持っていないでスマホで代用している方を入れても決して7割には届かないと思います。残りの方たちは、やはりテレビやラジオ、それからあと電話、そういったもので情報を得るしかないのですけれども、そうした人たちへの対策をどのように考えているのか、自治会の連絡網等使ってやられていると思うのですけれども、パソコンがなければ、パソコンはないけれどもファックスがあるとか、そういう方たちの登録をして一斉送信するとか何か方法があるような気がするのですけれども、

どこまでパソコンやスマホを持っていない方に対して情報伝達する手段を考えてられるのか、そこについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） ただいまご質問ございました点、何点かございましたが順を追ってお答えしたいと思います。

まず、今回避難所を変更した所ですけれども、相生地区及び活汲地区の拠点避難所に変更したところでは、議員が先にご質問の内容にありましてとおりの施設が閉鎖になったということから変更したところでありまして、まず、活汲についてですけれども、活汲の拠点避難所については、変更というか2次避難所に農業研修センターを追加しているところでは、拠点避難所については、従来同様、旧活汲小学校という所で指定しているところでありまして、あと、相生地区の避難所ですけれども、従来、日本岐小学校としていたところでも、小学校の一部売却によりまして体育館しか使用できないというところを考慮しまして、津別高校というふうにさせていただいたところでは、この理由としましては、やはり指定していた自治会が一度に避難した場合、キャパというか収容人数を超えるような事態も想定されましたので、あらかじめ津別高校の併用という形で自治会というか地域の会長さんには説明して了承を得たところでありまして。

続きまして、相生、本岐自治会への連絡というか新しくその避難所となった旧自治会への連絡なのであるけれども、そこについてはしておりません。

あと、伝達方法、電子媒体等を持っていない方の伝達方法、主にそういう方に対しては、現在のところ、今回でいけば個別訪問なり不在の所は張り紙等、置き手紙というか、そういう形でも対応したところでは、ただ、これが大きくなると、とても対応はできないかなと思います。そういった場合につきましては、やはり自治会の中の協力体制が不可欠であろうというふうに考えておりますので、伝達部分、正確な伝達方法と伝達例文も備えまして協力体制というか、そういうところを自治会のほうにも呼びかけて協力体制をつくっていききたいなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 確認しておきたいのですが、津別高校に今津別高校を拠点避

難所とされている地区の住民がもし全員避難する事態が起きたら、とても足りないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

それから、もう一つ、情報の伝達手段なのですけれども、個別対応というのは大雨だったからできることで、例えば暴風雪となれば、これは職員の命にかかわることですから直接個別訪問というような方法はとれないと思うのですけれども、そういう冬場のときは、今度はどうしていくのか、その辺考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） 津別高校の収容人数の関係ですけれども、現在津別高校収容人数的には 900 人というふうに想定しております。確かに全部が避難するような場合になると入り切らない場合もあるかなというところは想定するところです。ただ、共和地区の全部が避難するようになりますと町全体も大きな被害を受けていることも考えられますので、そういう場合も考えられますが、ほかの避難を受けてない地区の避難施設に適時収容ができるような体制も考えていきたいというふうに思います。

あと、個別対応の部分ですけれども、確かに議員おっしゃるとおりだというふうに考えております。今回、そういう点、熊本で起きた大規模地震、その部分のことも踏まえまして今月に 9 月 26 日の大規模地震発生時の対応ということで研修会、職員研修を予定しておりますので、その中で、その研修を踏まえて、このような情報伝達の方法なり、避難所のあり方なりを具体化していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） わかりました。私パソコンを見てちょっと思ったのは、拠点避難所について思ったのは、本岐小学校が拠点避難所として使えなくなったから一番近いのは津別高校だからということで、全部津別高校に持ってきたような気がしたのです。もし、大変なキャパをあまり超えるようであれば、相生の方が津別に来るということに関しては、津別に入ってしまえば津別高校だろうとトレセンだろうと、そう距離的には変わらないと思いますので、私はもう少し分散したほうがいいのかない

うふうに思いますので、その辺もご検討いただければというふうに思っております。
要するに津別高校に全部かぶせないで、トレーニングセンターとかに分散したほうが、
もしあちらの地区に災害があつて避難するときは人数的に余裕があるのかなと思いま
すので、そういう考えも検討していただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） ただいまの意見も踏まえまして研修等も含めて検討し
ていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 61 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 61 号 津別町農業委員会委員の定数条例の
制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 61 号 津別町農業
委員会委員の定数条例の制定についてご説明申し上げます。

はじめに、条例制定の理由ですが、昨年農業委員会等に関する法律が改正となり、本年4月より施行されたところであります。その改正内容の一つに農業委員会委員の選任方法がありますが、現在公選と選任の併用により構成されている農業委員会委員につきましては、すべて市町村長の選任制へ変更となりました。

このことから、新たに津別町農業委員会委員の定数条例を制定するとともに、現行の津別町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するものであります。

それでは、議案の条文をご覧いただきたいと思います。第1条の趣旨ですが、「この条例は、津別町農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、津別町農業委員会の委員の定数を定めるものとする。」とするものであります。

第2条の定数ですが、「津別町農業委員会の委員の定数は、11人とする。」とするものであります。

附則といたしまして、第1項の施行期日ではありますが、「この条例は公布の日から施行する。」とするものであります。第2項の津別町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止につきましては、「津別町農業委員会の選挙による委員の定数条例は、廃止する。」とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、原案についてご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 62 号 津別町多目的活動センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程となりました議案第 62 号 津別町多目的活動センター条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本日配付しております別冊の説明資料 1 ページから 2 ページのほうをお開きください。今回の条例改正の理由と改正内容、それから参考条文を含めました新旧対照表を記載しております。主に新旧対照表に沿って説明いたします。まず、多目的活動センターことさんさん館ですが、現在の条例第 3 条におきまして、まちづくり活動を定義しております。各号列記以外の部分で自発的な公益的な活動としておりまして、各号において宗教、政治的なものを除外しております。この規定が使用許可の第 9 条第 1 号の規定に引用されておきまして、改正理由にあります宗教及び政治目的、商業目的に使用許可ができないこととなっております。

また、第 6 条で使用目的の規定がありまして、まちづくり活動のほか、町内外を結ぶ交流の場や中心街活性化、地場産業活性化を目的としておりまして、商業的な使用に加え、町外者の利用も視野に入れておりますが、第 7 条第 1 号の使用者の範囲の規定では、町内居住者でまちづくり活動を行う者を使用の範囲としておりまして、結果的に町外者の使用を制限することとなっております。

整理いたしますと、上の 1 の改正理由としてまとめていますが、宗教及び政治的な使用、町外者の利用、商業的利用が制限されることになっておりまして、実際の利用受け付けにおいても混乱を招く状況となっているところであります。

また、第 6 条の使用目的上、町外者や商業的利用も可能と解せるものではあります

が、使用料条例においては、町外者及び商業的目的の適用除外がされていません。その点、条例間におきまして矛盾も生じている状態となっております。

これらの疑義につきましては設置時にさんさん館の役割を重視した結果、さんさん館が自主的に行う事業を規定するまちづくり活動につきまして利用者まで制限させてしまったことによるものと思われます。

さらに、ここには書いてないのですが、さんさん館は地方自治法上規定しています住民の福祉を増進する目的をもってその利用を供するための施設、つまり公の施設に該当するものと解せまして、法解釈上利用者制限はできる限り排除するものであるとされているところでありまして、今回改正を行うこととした次第であります。

改正内容ですが、新旧対照表の第7条の使用者の範囲につきまして、改正後は「削除」と改めるものです。まちづくり活動以外の利用並び町外者の利用を可能としようとするものであります。

また、第9条につきましては、使用許可しない場合について、第1号の「第3条の規定に抵触する場合」、「秩序若しくは風紀を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合」と改めるものでありまして、第3条の規定を適応しないこととし、公の施設として公の秩序に反しない限りまちづくり活動以外の使用においても許可できるようにするものであります。

なお、町外者使用及び営利目的の使用につきましては、現行の使用料条例の規定によりまして一定の加算を行うこととなります。

それでは、議案の条文のほうをお開きください。改正条文につきましては、ただいま説明資料の新旧対照表の内容を条文化したものですので説明は省略いたします。

改正条例の附則ですが、公布の日から施行すると施行時期を規定するものであります。

以上、ご説明とさせていただきます。条例改正について承認賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 62 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 63 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 63 号 津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 63 号 津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

説明資料に基づきご説明いたしますので別冊資料の 3 ページをお開きください。条例の改正理由につきましては、条例別表中において、戸籍法に関する手数料を徴収する事項をそれぞれ規定しておりますが、この戸籍法及び同施行規則との整合性を図るため、今回条例の一部改正をしようとするものでございます。

具体的には、戸籍法第 120 条では、戸籍謄本等の交付請求については、戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、記録されている事項の全部又は一部を証明した書面にてすることができると規定されておりました。戸籍法施行規則第 73 条第 1 項で、その書面として戸籍及び除かれた戸籍の「全部事項証明書」「個人事項証明書」とそれと「一部事項証明書」が規定されているところでございます。

このため、下の新旧対照表にあるとおり、改正前の2項目の戸籍法に関する手数料1号と2号、それぞれに全部事項証明書又は個人事項証明書とある部分ですけれども、これに改正後としては1号、2号それぞれに「一部事項証明書」を加えようとするものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、ただいまご説明した内容を条文として整理したものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、内容のご説明を申し上げましたのでご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第64号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野寺祥裕君） ただいま上程となりました議案第 64 号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてご説明申し上げます。

網走地方教育研修センターは、オホーツク総合振興局管内の市町村が共同で教職員の研修並びに研修に関する調査、研究を行うために設置しているものであります。今般教育委員会制度が改正されまして、教育長は教育委員の中からではなく、市町村長が直接議会の同意を得て任命することとなったことから、関係する組合規約の一部を変更することとなったものであります。これにあわせまして任期も教育長と委員の任期を規定し、組合の教育長及び委員の任命資格に関する事務処理を行う選挙管理委員会を規定する条項の整理を行うものであります。

説明資料の 4 ページの新旧対照表をご覧ください。ただいま説明したものを新旧対照表で整理したものであります。第 11 条第 2 項において、改正前では、「教育委員会の委員は、組合市町村の教育委員会の委員のうちから」を、改正後では「教育委員会の教育長及び委員は、組合市町村の教育委員会の教育長及び委員のうちから」に改めます。

次に、改正前第 11 条第 3 項中、「第 16 条に規定する教育委員会の委員の解職請求に関する事務等」を、改正後では「第 14 条第 2 項に規定する事務」に改め、同項を第 4 項といたします。

次に、同条第 2 項の次に、第 3 項としまして「前項の教育長及び委員の任期は、それぞれ当該市町村教育委員会の教育長及び委員の任期による。」を加えるものであります。

説明資料 5 ページをご覧ください。教育委員会が議長あてに提出した意見書の写しですが、これにつきましては、組合規約を変更するためには、地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を得る必要があり、市町村議会はその議決をする前にその市町村の教育委員会の意見を聞かなければならないとされておりますことから、8 月 24 日開催の教育委員会会議において議決された意見書を議長あてに提出したものであります。

それでは議案の条文にお戻りいただきたいと思っております。ただいまご説明いたしました新旧対照表の内容を条文化したものであります。

附則としまして施行期日を北海道知事の許可のあった日からとするものであります。
なお、構成いたしております市町村におきましては、同様に直近の議会で提案されることとなっております。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 64 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日は、これで延会いたします。

明日は午前 10 時再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時27分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員